

武豊町下水道事業経営戦略

令和7年3月
武豊町

目 次

1. はじめに	1-1
1.1. 策定の背景と趣旨	1-1
1.2. 位置付け	1-1
1.3. 計画期間	1-1
1.4. 下水道の役割	1-2
2. 現行経営戦略における目標の実施状況の確認	2-3
2.1. ①投資費用の最適化	2-3
2.2. ②広域化・共同化	2-4
2.3. ③官民連携の推進	2-5
2.4. ④中部知多衛生組合からの汚水受け入れ	2-5
2.5. ⑤水洗化率の向上	2-10
2.6. ⑥現行経営戦略の財政シミュレーションと実績値の比較	2-11
3. 下水道事業の概要	3-12
3.1. 下水道事業の状況	3-12
4. 現況評価と課題の抽出	4-18
4.1. 経営比較分析表を活用した現状分析	4-18
5. 将来の事業環境	5-22
5.1. 処理区域内人口の予測	5-22
5.2. 有収水量及び使用料収入の予測	5-23
5.3. 施設の見通し	5-24
5.4. 組織の見通し	5-27
5.5. 課題の整理	5-27
6. 経営の基本方針	6-28
6.1. 経費回収率の向上(汚水)	6-28
6.2. 持続可能な経営基盤の確立(経営基盤構築事業)	6-29
6.3. 下水道水洗化率の向上	6-30
6.4. 下水道使用料の適正化	6-30
7. 投資財政計画	7-31
7.1. 投資計画	7-31
7.2. 収益的収支	7-32
7.3. 資本的収支	7-34
7.4. 長期的な財政見通し	7-35
8. 経費回収率向上に向けたロードマップ	8-36
8.1. 下水道事業における経営原則	8-36

8.2. 経費回収率	8-36
8.3. 経費回収率向上に向けた取組	8-36
8.4. 下水道使用料の改定による経費回収率の見込み	8-37
9. 経営戦略の事後検証・改定等 -----	9-38
10. 用語集 -----	10-40
11. 参考(計画期間の財政収支計画表) -----	11-43

1. はじめに

1.1. 策定の背景と趣旨

下水道は、生活排水の処理、自然環境の保全、雨水の排除といった役割を担っており、住民の暮らしを支え、日常生活に欠くことのできない重要な都市基盤施設です。これまで築き上げてきた下水道を、引き続き未来へと継承していくことが、下水道事業の責務です。

しかしながら、全国的な傾向として、これまで整備してきた施設の老朽化に伴う更新費用の増加、節水型機器の普及や人口減少等に伴う使用料収入の減少等により、下水道事業の経営環境は厳しさを増してきています。

こうした状況を踏まえ本町では、2020年度(令和2年度)に中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」の策定を行いました。経営戦略では、将来の収支の予測や持続的な経営を行うために実施すべき内容等を取りまとめています。

今回、策定から4年が経過することを受け、2020年度(令和2年度)に策定した「経営戦略」の見直しを行います。

1.2. 位置付け

本計画は、総務省が「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(2014年(平成26年)8月29日付 総務省自治財政局公営企業三課室長通知)において策定を求める「経営戦略」と位置付けます。

1.3. 計画期間

本計画の計画期間は、2025年度(令和7年度)～2034年度(令和16年度)までの10年間とします。

1.4. 下水道の役割

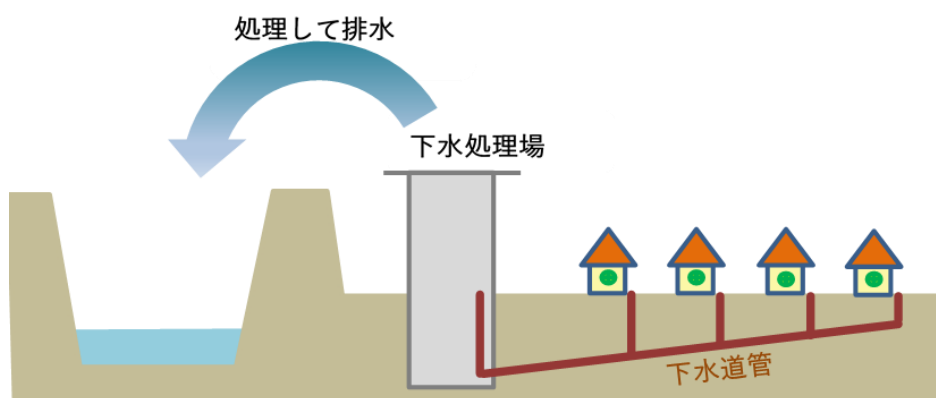
下水道事業は、污水事業と雨水事業の2つの事業に区分されます。本町の下水道は、污水と雨水が別々の下水道管を流れる、分流式下水道として整備しています。

污水事業

私たちが家庭で使い、汚れてしまった水(污水)は屋内の排水管を通り、下水道管に集められ、下水処理場まで運ばれます。

污水をすみやかに排除する下水道が整備されることで、污水が街の中を流れることがなくなり、街や河川、海が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生を防ぐことができます。

【污水施設のイメージ】

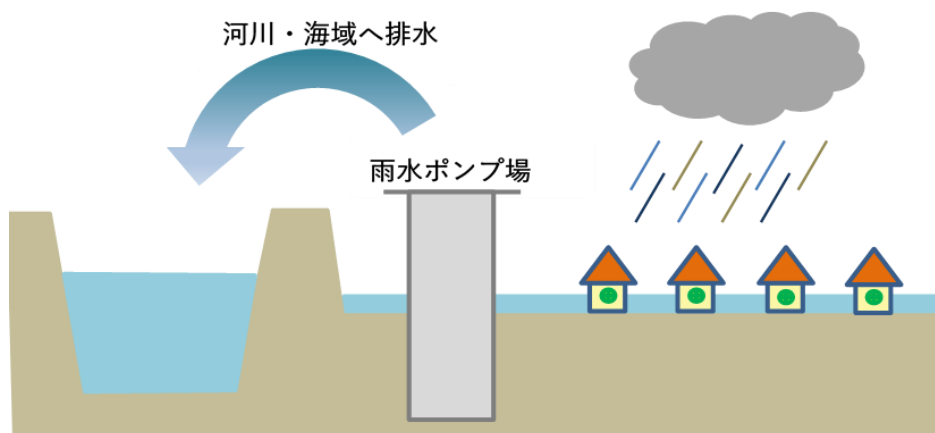


雨水事業

近年、雨の降り方が変わってきています。1時間あたり50mmを超えるような集中豪雨の発生数がここ数年増えているほか、短時間で局地的に大量の雨が降る「ゲリラ豪雨」の発生件数も年々増加しています。

市街地の雨をすみやかに排除し、私たちの暮らしを守ることも下水道の大きな役割です。大雨で街が水浸しにならないよう、雨水排水施設にて、素早く排水します。

【雨水排水施設のイメージ】



2. 現行経営戦略における目標の実施状況の確認

現行経営戦略においては、健全経営化に向けた取組として、①投資費用の最適化、②広域化・共同化、③官民連携の推進、④中部知多衛生組合の受け入れ、⑤水洗化率の向上を掲げていました。これらの実施状況について確認を行いました。

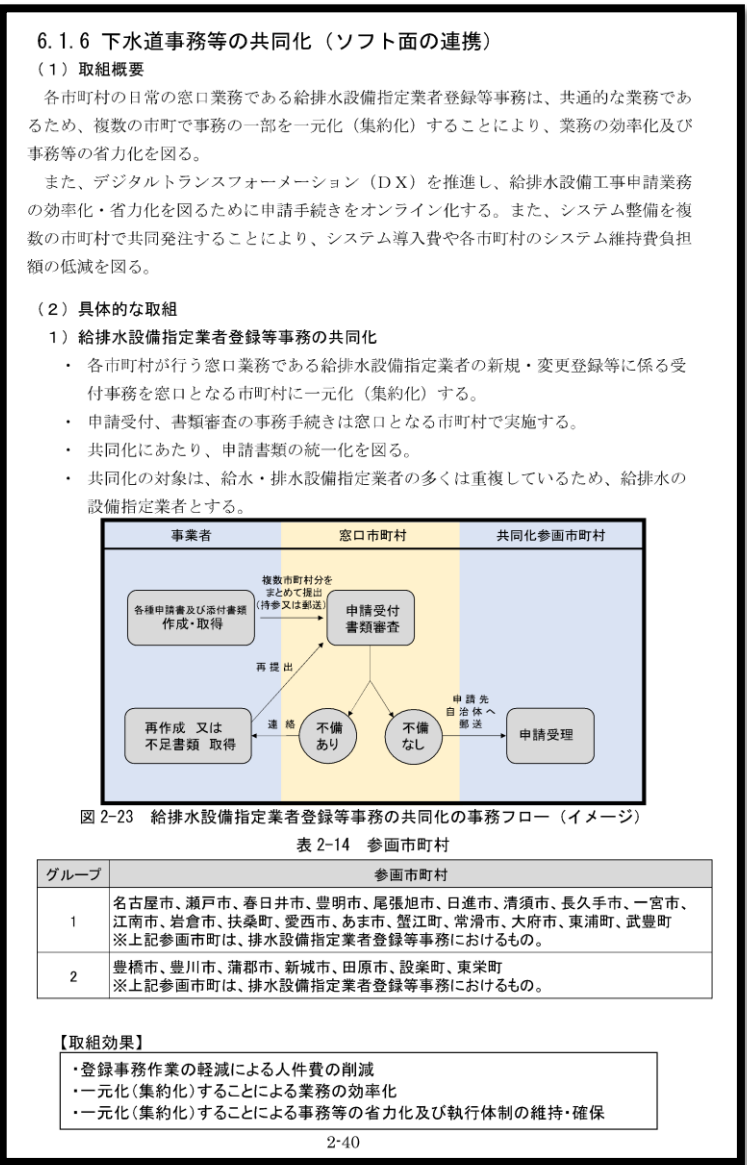
2.1. ①投資費用の最適化

現行経営戦略の策定時には、「ストックマネジメント計画」を策定していませんでした。「ストックマネジメント計画」とは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを言います。経営戦略においても、計画的かつ効率的に管理することは重要であり、将来の改築・更新費用等については「ストックマネジメント計画」を踏まえた経営戦略の策定が必要です。

以上のことを踏まえ、2024年度(令和6年度)現在、「ストックマネジメント計画」の策定に取り組んでいるところです。

2.2. ②広域化・共同化

武豊町では、現行経営戦略策定以降、愛知県で検討を進めていた「汚水処理の広域化・共同化計画」の内「給排水設備指定業者登録等事務の共同化」に参画しており、人件費の削減や業務の効率化を目指し取り組んでいます(図 2-1)。



出典：全県域汚水適正処理構想 令和5年3月 愛知県 P.2-40 より
図 2-1 給排水設備指定業者登録等事務の共同化

2.3. ③官民連携の推進

現行経営戦略策定以降、「排水設備工事申請受付」の一部を民間に委託することを開始しました。

項目	内容
汚水マンホールポンプの維持管理	民間委託により管理を実施している。
雨水ポンプ場の維持管理・運転管理	
下水道使用料に関する窓口業務や使用料徴収	武豊町水道事業に委託している。武豊町水道事業では、2015年より、下水道使用料を含めた包括的な委託を実施している（収納率の向上、住民サービスの向上）
排水設備工事申請受付	窓口業務の一部を民間に委託している。

2.4. ④中部知多衛生組合からの汚水受け入れ

(1). 現行経営戦略における見込み

2022年度(令和4年度)より「中部知多衛生組合」からの汚水の受け入れを予定していたことから、現行経営戦略では、2022年度(令和4年度)以降の有収水量及び使用料収入の予測について受け入れを考慮したものとしていました。汚水量については、2022年度(令和4年度)に受け入れを予定していた300,000m³/年としており、2023年度(令和5年度)以降は、行政人口の低減率を乗じ予測を行っていました。これにより使用料収入は、年間約6千万円、約20%の大幅な増大が予定されていることとなっていました（図 2-2、図 2-3）。

6) 中部知多衛生組合からの使用料収入

2022 年の中部知多衛生組合からの使用料収入については、武豊町の下水道使用料の計算方法に基づき下記の通り計算を行った(表 3-7)。

①中部知多衛生組合からの汚水量を計算

⇒事業計画で見込まれている月当りの汚水量を算定した。

②汚水量 500m³ までの使用料収入を計算

⇒使用料収入は 2 か月に 1 度徴収されており年間 6 回徴収される。

使用料収入/2 か月(～500m³)を計算し、6 を乗じて年間の使用料収入(～500m³)を算定した。

$$= 77,600 \text{ 円}/2 \text{ ヶ月} \times 6 = 465,600 \text{ 円}/\text{年}$$

③汚水量 501m³～の使用料収入を計算

⇒使用料収入は 2 か月に 1 度徴収されており年間 6 回徴収される。

使用料収入/2 か月(501m³～)を計算し、6 を乗じて年間の使用料収入(501m³～)を算定した。

$$= (24,820\text{m}^3 \times 2) - 500\text{m}^3 = 49,140\text{m}^3/2 \text{ ヶ月}$$

$$49,140\text{m}^3 \times 210 \text{ 円} = 10,319,400 \text{ 円}/2 \text{ か月}$$

$$10,319,400 \times 6 = 61,916,400 \text{ 円}/\text{年}$$

表 3-10 中部知多衛生組合からの受け入れ汚水量

汚水量
297,840 m ³ /年
24,820 m ³ /月

表 3-11 中部知多衛生組合からの使用料収入(～500m³)

汚水量 (m ³)	使用料単価 (円)	使用料 (排水量×使用料単価)	
0～10(一律)	800	800	
11～20	90	900	
21～40	105	2,100	
41～100	130	7,800	
101～500	165	66,000	
合計(～500)		77,600	円/2か月
501～	210		

表 3-12 中部知多衛生組合からの使用料収入

汚水量 (m ³)	使用料単価 (円)	汚水量(m ³)		使用料(税抜き)	
0～500	-	3,000	m ³ /年	465,600	円/年
500～	210	49,140	m ³ /2か月	10,319,400	円/2か月
501～		294,840	m ³ /年	61,916,400	円/年
合計		297,840	m ³ /年	62,382,000	円/年

出典：2020年度(令和2年度)経営戦略より

図 2-2 中部知多衛生組合からの受け入れ検討(1/2)

7) 使用料収入の予測結果

使用料収入については、有収水量の予測に基づき予測を行った。中部知多衛生組合より生し尿及び浄化槽汚泥の受け入れを開始する 2022 年度からは、使用料収入が年間 6 千万円、約 20% の大幅な増大が予定されている。また、2030 年度頃までは水洗化人口の増加に伴う有収水量の増加により、使用料収入も増加する見込みである(図 3-7、表 3-13)。

使用料収入は、水洗化人口(有収水量)と共に増加するため、水洗化率は使用料収入増加のための重要な指標となる。今後、水洗化率を増加させる取り組みについて、「5.2 下水道水洗化率の向上(水洗化率向上事業)」に詳細を示す。

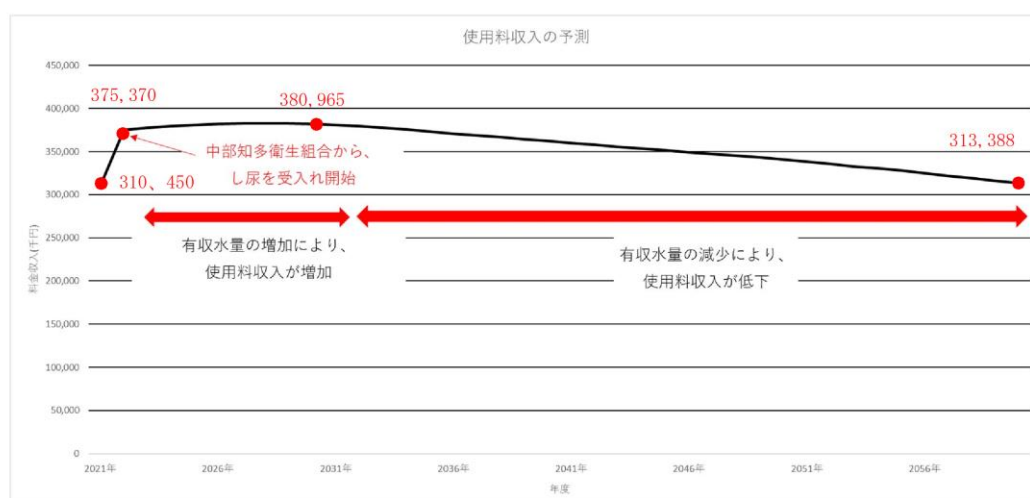


図 3-7 使用料収入の予測

出典：2020年度(令和2年度)経営戦略より

図 2-3 中部知多衛生組合からの受け入れ検討(2/2)

(2). 受け入れ実績

武豊町の検針実績より「中部知多衛生組合」からの有収水量及び使用料収入の実績値について整理を行いました。図 2-4 より、年間の有収水量は約300,000m³/年、年間の使用料収入は約70,000千円/年であることが分かります。現行経営戦略では、受け入れ水量は約300,000m³/年、使用料収入は、約60,000千円/年として見込んでいたことから、現行経営戦略で見込んだ値は概ね妥当であったと判断できます。

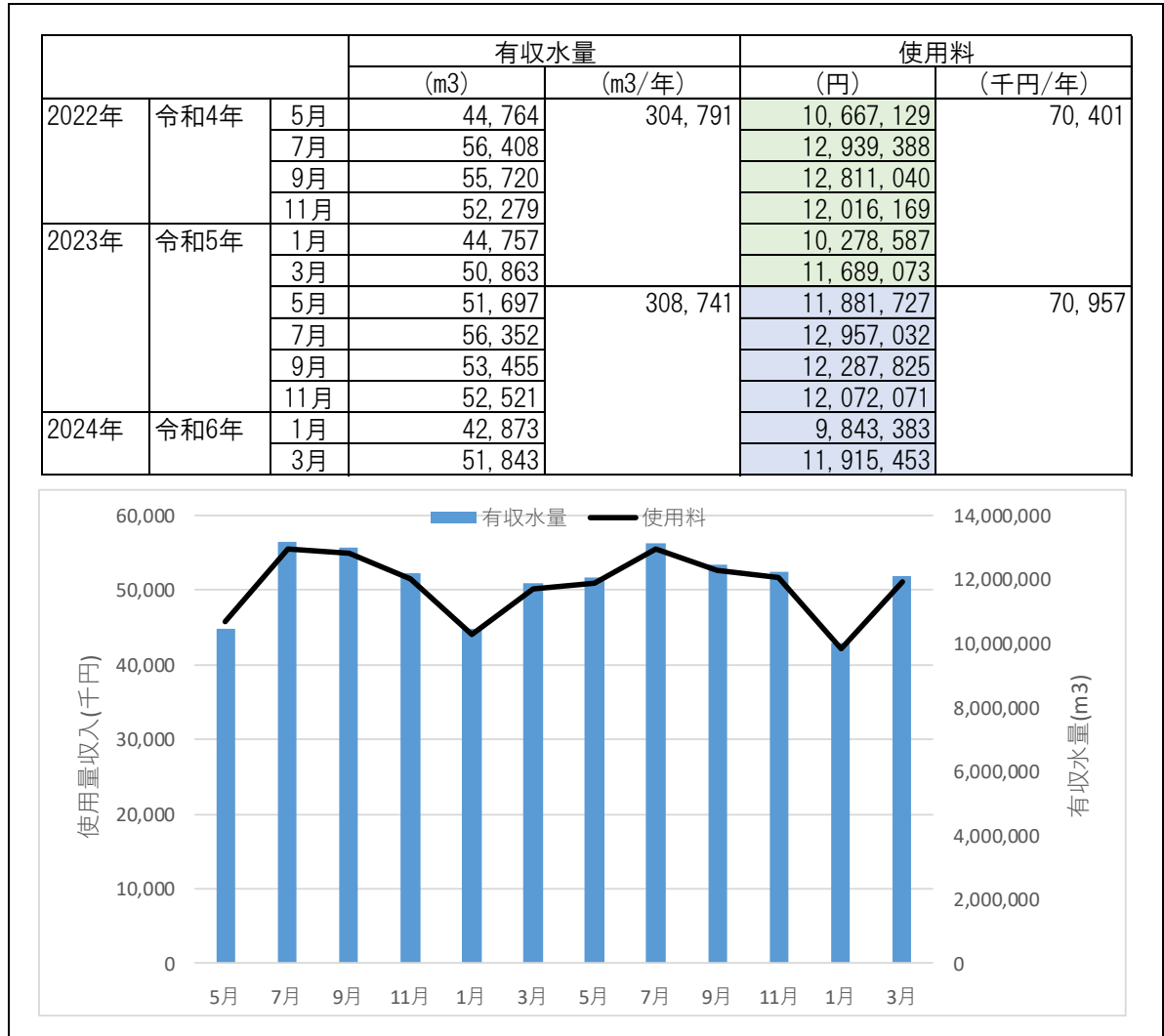


図 2-4 中部知多衛生組合 実績値

	2020	2021	2022	2023
	R2	R3	R4	R5
有収水量 (m3/年)	3, 142, 232	3, 113, 431	3, 398, 220	3, 388, 824
下水道使用料 (千円/年)	322, 393	320, 905	382, 601	382, 977

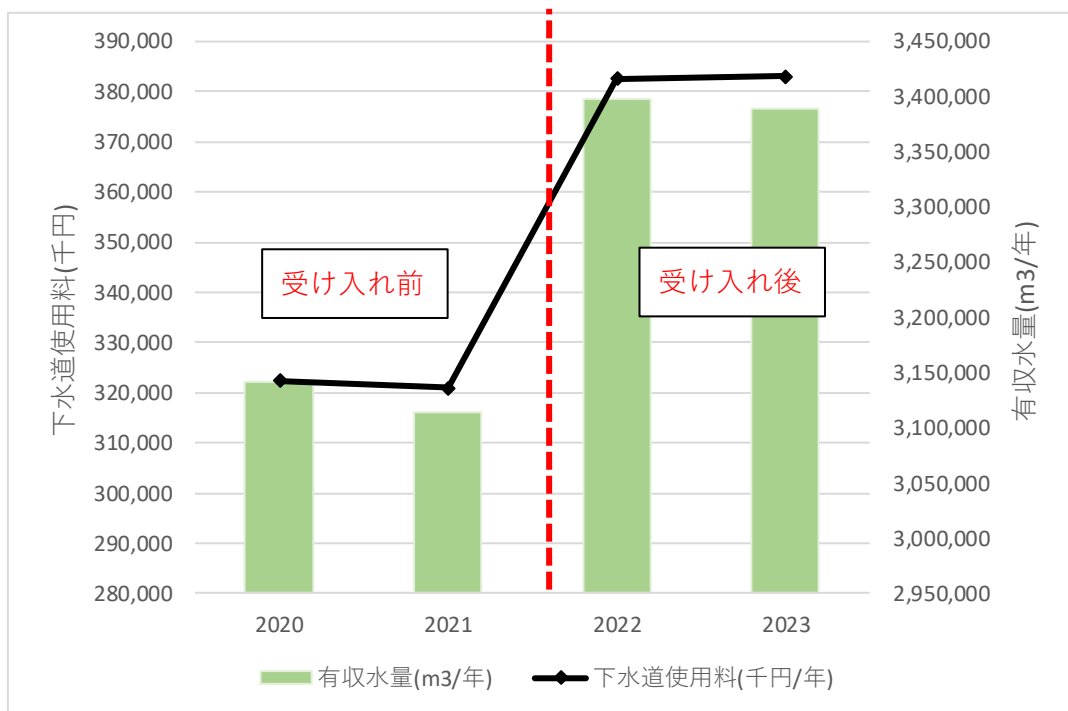


図 2-5 有収水量及び下水道使用料の実績（武豊町全体）

2.5. ⑤水洗化率の向上

2020年度(令和2年度)～2023年度(令和5年度)の水洗化率の推移を図 2-6 に示します。下水道未接続世帯への「接続のお願い」の郵送、「下水道マンホールカード」の発行による下水道普及活動等により水洗化率は年々増加していることを確認しました。ただし、現行経営戦略における予測値よりはやや低い水洗化率となっていることが分かりました。引き続き、下水道普及活動を続けていき水洗化率の向上を目指します。

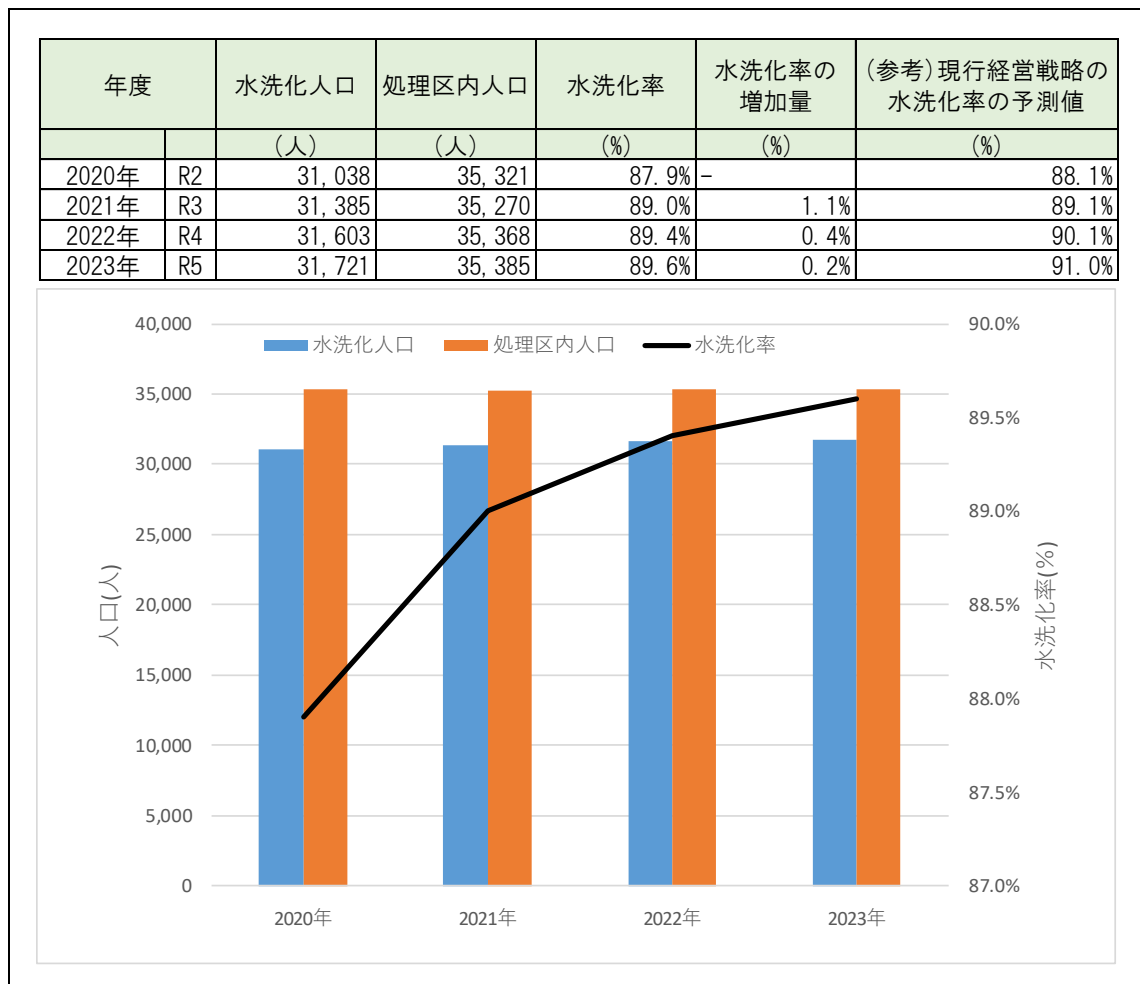


図 2-6 水洗化率の推移

2.6. ⑥現行経営戦略の財政シミュレーションと実績値の比較

現行経営戦略における財政シミュレーションと実績値(決算値)との比較を行いました。現行経営戦略に対する実績値(決算値)の誤差は－１％～８％程度となっており、現行経営戦略における財政シミュレーションの予測結果は、概ね妥当であったと判断できます。財政シミュレーションの予測結果と実績値については、適宜確認を行い、大きな乖離が発生しないよう注意していきます(表 2-1、図 2-7)。

表 2-1 現行経営戦略財政シミュレーションに対する決算値

	2020年	2021年	2022年	2023年	備考
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
収益的収入	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	現行経営戦略 財政シミュレーション ÷ 決算値
収益的支出	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	
資本的収入	102.2%	99.1%	108.0%	99.8%	
資本的支出	102.2%	100.3%	108.4%	105.0%	

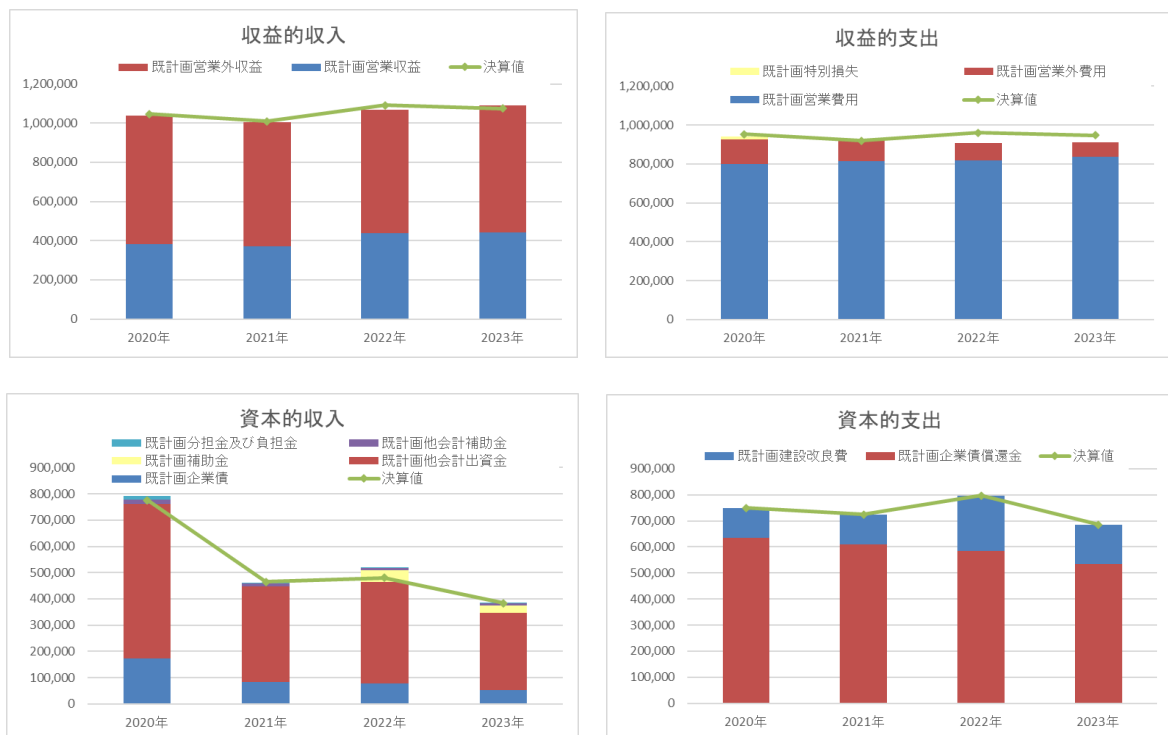


図 2-7 現行経営戦略財政シミュレーションに対する決算値

3. 下水道事業の概要

3.1. 下水道事業の状況

(1). 沿革

表 3-1 に下水道事業の沿革を示します。本町では、下水道事業の実施以前より、都市下水路による雨水排水の整備を行ってきました。現在の雨水幹線管渠や3つの雨水ポンプ場は、この都市下水路施設として整備しました。一方で、一般家庭から出る汚水のほとんどは、未処理のままで街や河川に流出していました。そこで、本町では、公衆衛生の向上と都市環境の改善を図るため、汚水対策としての下水道整備も実施することとしました。そのため、1981年度(昭和56年度)に「衣浦西部流域関連武豊町公共下水道基本計画」を策定、1984年度(昭和59年度)「衣浦西部流域関連武豊町公共下水道事業計画認可」を取得しました。これにより、愛知県衣浦西部流域下水道事業に参画し、雨水と汚水の2つの事業を持つ、武豊町公共下水道事業がスタートしました。

汚水事業は、1985年度(昭和60年度)より整備に着手し、1991年(平成3年)4月、北部地区(111ha)の供用を開始しました。その後、順次、整備と拡充、計画の見直しに努め、40年が経過した現在、事業計画におけるほぼ全ての整備(695ha)を終了しています(表 3-2)。

また、本町では、もう一つの汚水処理事業として、1996年度(平成8年度)から農業集落排水事業の供用を開始しました。その後、この処理施設(市原、原田地区)が更新時期を迎えるにあたり、その更新費用と、2つの処理施設を廃止し公共下水道へ接続する費用の経済比較を行った結果、公共下水道へ接続する方が経済的に有利と判断しました。そこで、2015年度(平成27年度)に「武豊町汚水適正処理構想」を見直し、2017年度(平成29年度)に事業計画の変更を行い、2020年度(令和2年度)に農業集落排水を公共下水道へ接続し、汚水処理事業の統合を行いました。

これにあわせて、2020年(令和2年)4月1日より、下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用しました。これにより、これまでの特別会計を廃止し、複式簿記形式による公営企業会計へと移行したことで、財務状況をより明らかにすることが可能となりました。

2022年度(令和4年度)には、伊勢湾流域別総合計画の見直し、2023年度(令和5年度)には本町における汚水計画の最上位計画である知多湾流域別総合計画の見直しが行われました。

雨水事業は、概ね5年に一度程度降る大雨(時間降雨量56mm/h)に対応する施設の整備を進めていました。しかし、2000年(平成12年)の東海豪雨を期に、治水安全度向上の気運が高まり、上ヶ第1排水区、上ヶ第2排水区については、東海豪雨と同程度の大雨(10年に一度程度降る大雨(時間降雨量68.6mm/h))に対応できる施設の整備を進めてきました(その他排水区については、56.0mm/h)。また、令和6年3月に策定した武豊町雨水管理総合計画では、気候変動に対応するため、時間降雨量72.8mm/hに対応することを目標としました。

表 3-1 武豊町下水道事業の沿革

年度	項目	備考
1981 年度 (昭和 56 年度)	基本計画策定	下水道整備を行う全体区域を決定
1984 年度 (昭和 59 年度)	事業認可取得 汚水整備着手	下水道事業開始
1991 年度 (平成 3 年度)	一部供用開始	北部地区(1 1 1 ha)
2015 年度 (平成 27 年度)	汚水適正処理構想見直し	計画区域の見直し
2017 年度 (平成 29 年度)	事業計画変更	・事業計画区域の追加 ・事業計画期間の延伸
2020 年度 (令和 2 年度)	農業集落排水を 公共下水道に統合 地方公営企業法の適用	・市原・原田地区の 2 つの処理施設を 廃止 ・複式簿記による企業会計方式へ移行
2021 年度 (令和 3 年度)	汚水適正処理構想見直し	計画区域の見直し
2023 年度 (令和 5 年度)	事業計画変更 耐水化計画の策定	・事業計画区域の追加 (図 3-1) ・事業計画期間の延伸

表 3-2 整備状況

項目	内容	備考
全体計画	計画面積 汚水:703.9ha 雨水:953.0ha 計画人口 35,188 人	- R5 事業計画より
事業計画	計画面積 汚水:695.2ha 雨水:655.0ha 計画人口 35,031 人	- R5 事業計画より
整備面積	汚水:687.5ha 雨水:655.0ha	- R5 事業計画より
町人口	43,310 人	2023 年度(令和 5 年度)末時点
整備区域内人口	35,385 人	2023 年度(令和 5 年度)末時点
普及率	81.7%	2023 年度(令和 5 年度)末時点
水洗化率	89.6%	2023 年度(令和 5 年度)末時点
管渠延長	汚水:約 200 km 雨水:約 1.4 km	2023 年度(令和 5 年度)末時点 その他雨水幹線管渠:約 4 km (土木課管理)
汚水マンホールポンプ	30 基	2023 年度(令和 5 年度)末時点
汚水処理場	愛知県衣浦西部浄化センター	処理水量:64,463m ³ /日 (令和 4 年度末) ※2 市 3 町の汚水量合計
雨水ポンプ場	上ヶ第 1 ポンプ場	ポンプ能力:125m ³ /分×2 台 200m ³ /分×2 台
	上ヶ第 2 ポンプ所	ポンプ能力:103m ³ /分×2 台
	大足第 1 ポンプ場	ポンプ能力:22m ³ /分×1 台 136m ³ /分×2 台



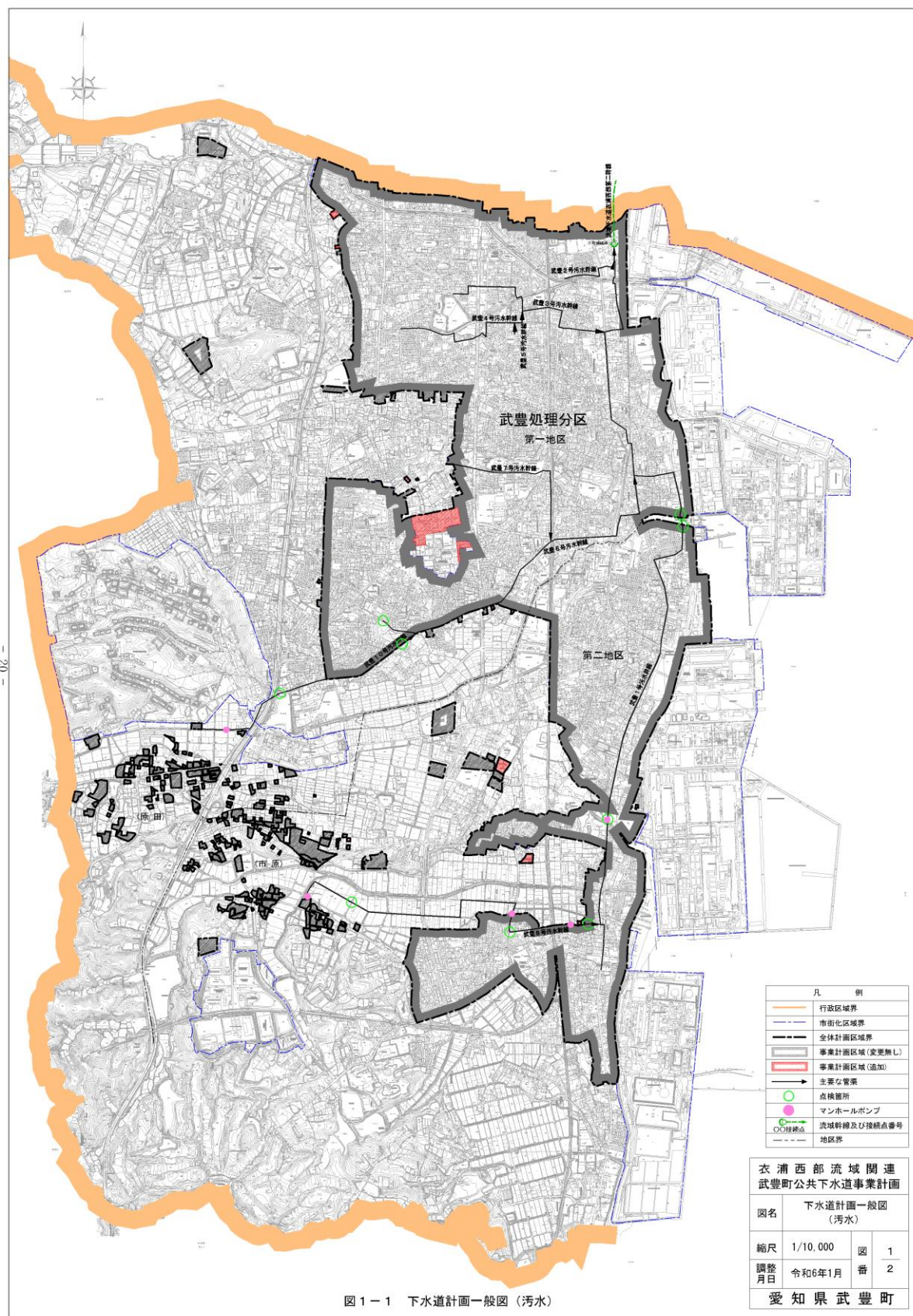


図 3-1 下水道事業計画区域(令和5年度)

(2). 施設

本町の下水道は1984年度(昭和59年度)に事業を開始し、現在、事業計画区域である695.2haの内、687.5haの整備が完了しています。なお、本町の汚水は、1982年度(昭和57年度)に供用開始された、愛知県が管理する衣浦西部浄化センター(半田市)にて処理されています。同センターでは、2市3町(知多市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町)の汚水処理をまとめて行っています。

(3). 下水道使用料

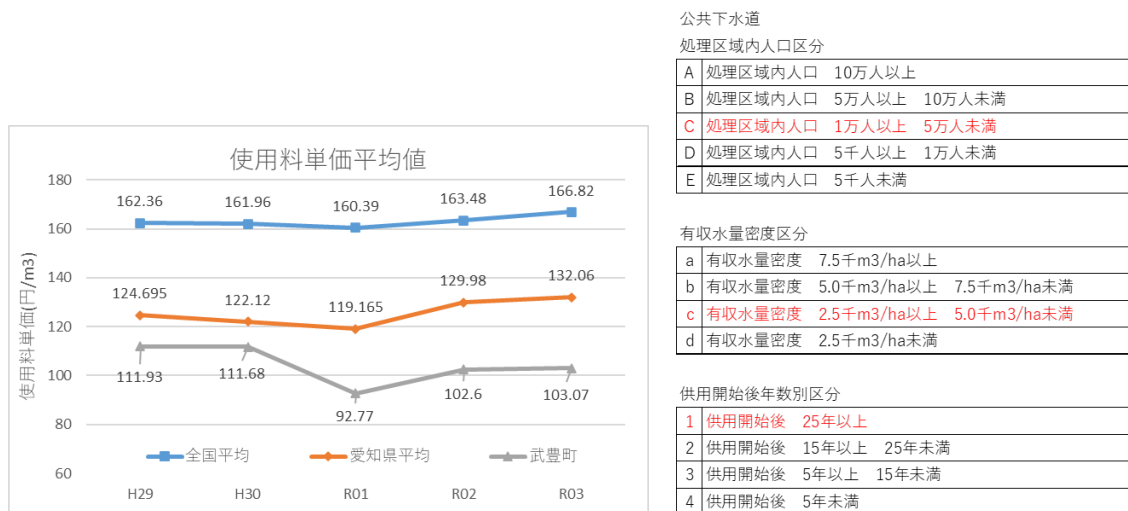
表 3-3 に下水道使用料体系を示します。本町の下水道使用料は、水道の使用水量を下水道の排水量とし、排水量別の使用料にて計算しています。使用料の計算方法は、10m³までは一律、11m³以上は排水量に応じた従量制を採用しています。

図 3-2 に示すとおり、1m³当たりの下水道使用料は約103.07円となっており、全国及び類似団体と比較して安価になっています。

表 3-3 下水道使用料体系(税抜)

下水道使用料 (1 か月分)						
排水量 (m³)	0～10	11～20	21～40	41～100	101～500	500 以上
一般家庭用 1 m³ 当たり 使用料 (円)	一律 800	90	105	130	165	210
公衆浴場用 (円)	一般で算定した額の2分の1					

※公衆浴場用とは、普通公衆浴場から排除されるものをいう。



※1m³当たりの下水道使用料(円/m³) = 使用料収入(円)/年間有収水量(m³)

※類似平均…経営規模が本町と類似している団体の平均です。類似した経営規模とする基準は上記の通りです。

※愛知県では、津島市、新城市、田原市、幸田町、大口町が類似団体に属します。

※2019年度(令和元年度)は、打ち切り決算(翌期から地方公営企業法を適用するための決算)により未収料金が計上されていないため使用料単価平均値が低くなっています。

図 3-2 本町および他団体の1m³当たりの下水道使用料

(4).組織

本町の下水道事業は、建設部上下水道課にて運営しています。2020年度(令和2年度)からの地方公営企業法の適用と農業集落排水事業との統合に伴う下水道事業に携わる職員配置の見直しにより、2024年(令和6年)4月1日現在、下水道事業に従事する職員は、事務職員2名、技術職員3名の合計5名、平均年齢は37歳となっています(表3-4、表3-5)。

表 3-4 組織体制

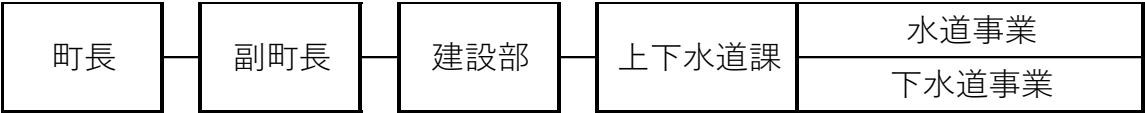


表 3-5 職員の推移(建設部上下水道課下水道事業)

	R02	R03	R04	R05
事務職員	5	2	2	2
技術職員	3	3	3	3
合計	8	5	5	5

4. 現況評価と課題の抽出

本章では、現在の経営状況を評価し、経営課題の整理を行います。

4.1. 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省がとりまとめを行っている経営比較分析表を用いて、現状の経営分析を行いました。分析項目としては、表 4-1 に示す5項目としています。

表 4-1 経営比較分析表の説明

経営指標	計算式	望ましい方向	図表番号
①経常収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$		図 4-1
	比率が高いほど企業の経営内容が良好と判断されますが、公共事業であることを考えると必ずしも高い方がよいという訳ではありません。		
②企業債残高対 事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$		図 4-2
	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。		
③経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}} \times 100$		図 4-3
	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。		
④污水处理原価 (円)	$\frac{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$		図 4-4
	有収水量 1m3 当たりの污水处理費に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標です。		
⑤水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済み人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$		図 4-5
	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して下水道により污水处理をしている人口の割合を表した指標です。		

※現在処理区域内人口とは、下水道整備済み区域の人口を指します。

(1). 経常収支比率

経常収支比率は概ね横ばい傾向で推移しており、営業費用及び営業外費用を営業収益及び営業外収益で賄えていることが分かります。企業の経営としては、比率が高いほど良い経営(=利益がある)とされますが、公共事業においては、事業を運営していくための適切な利益の確保が重要であると考えています。

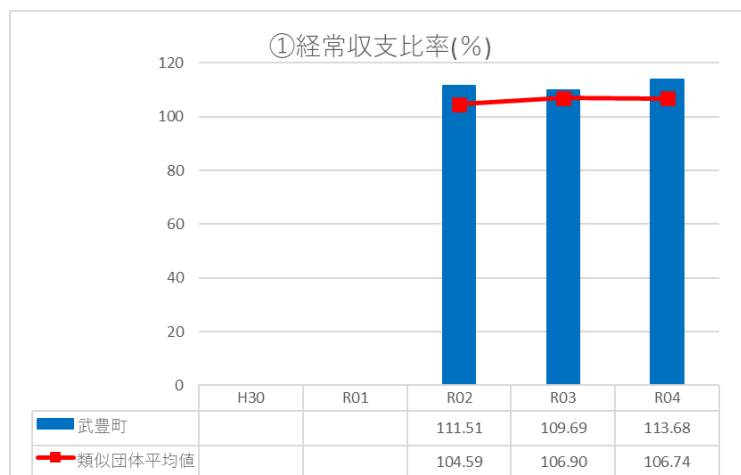


図 4-1 経営比較分析表(1/5)

(2). 企業債残高対事業規模比率

2011年度(平成23年度)の面整備事業の完了に伴い、企業債残高は年々減少しています。また、企業債残高の減少により、今後も減少していく見込みです。

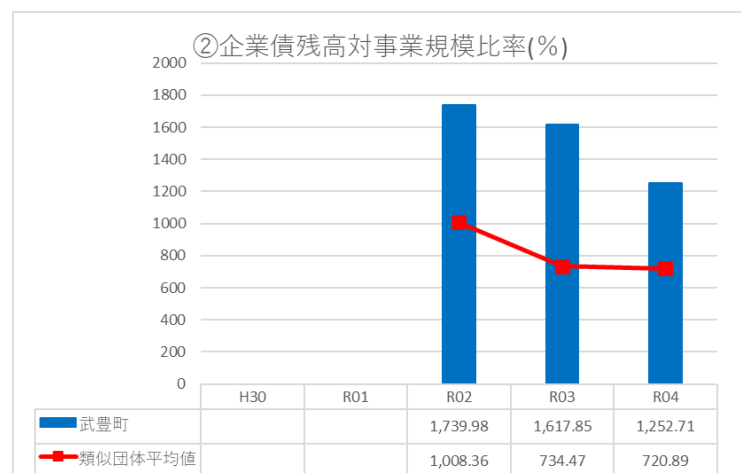


図 4-2 経営比較分析表(2/5)

(3). 経費回収率

経費回収率から、汚水処理に係る経費（国の基準で定められた公費負担分を除く）の約75%が使用料収入であることが分かります。残りの約25%は、一般会計からの基準外繰入金を受け入れており、これにより事業経営が成り立っています。類似団体と比較して、経費に対して使用料収入が安価になっています。なお、2022年度(令和4年度)より、「中部知多衛生組合」の汚水を公共下水道にて受け入れており、経費回収率が向上しています。

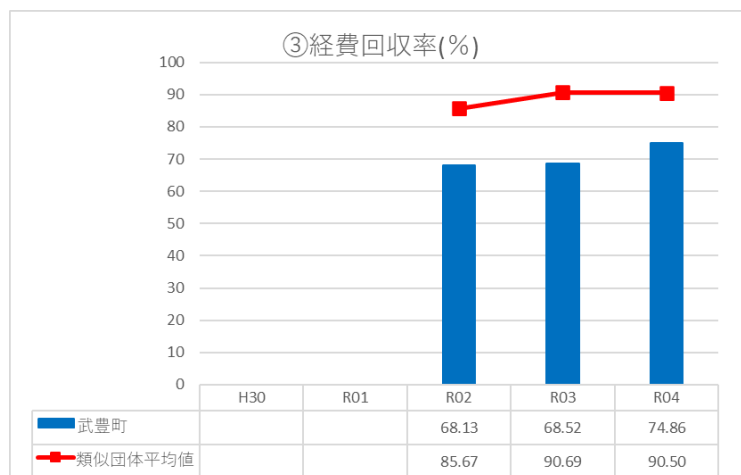


図 4-3 経営比較分析表(3/5)

(4). 汚水処理原価

汚水処理原価については、類似団体の平均値を上回っていますが、汚水処理に係る費用は、地域特性(人口密度や高度処理の導入等)により異なるため、一概に平均値より高いと判断とすることはできません。また、本町の汚水は、流域関連公共下水道の終末処理場である衣浦西部浄化センターで処理しております。衣浦西部浄化センターでは、2市3町(半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町)の汚水をまとめて処理していることからスケールメリットを活かした効率的な汚水処理事業が実施されていると判断できます。

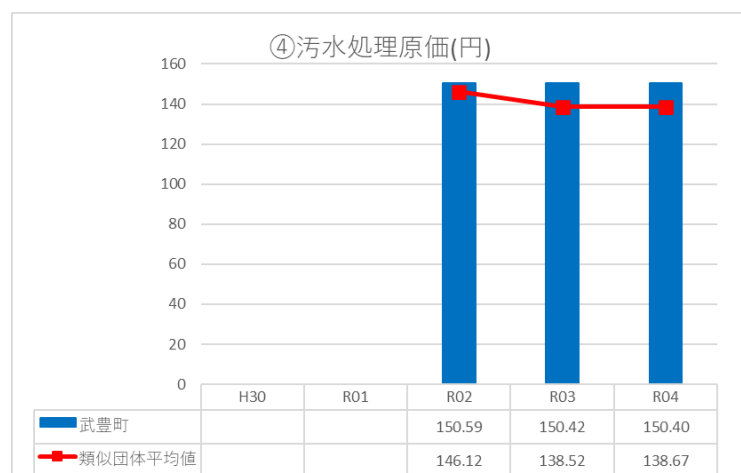


図 4-4 経営比較分析表(4/5)

(5). 水洗化率

水洗化率は、類似団体の平均値を下回っていますが、人口流入や家屋の建て替え等に伴い年々上昇しています。今後も水洗化率が上昇すると、使用料収入が増え、経営の健全化につながることを期待できます。

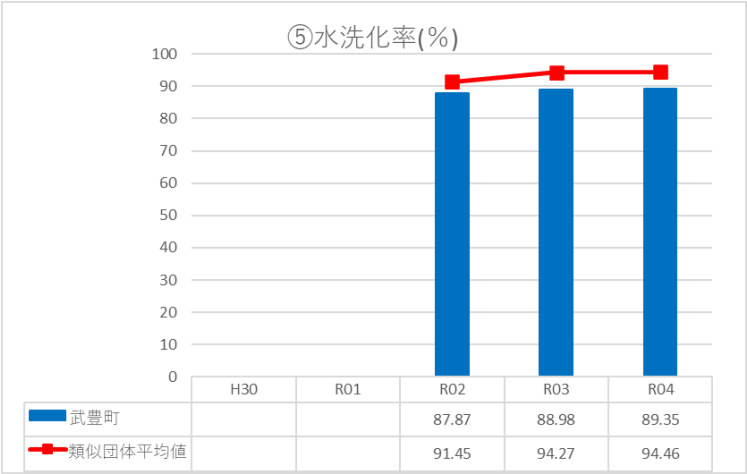


図 4-5 経営比較分析表(5/5)

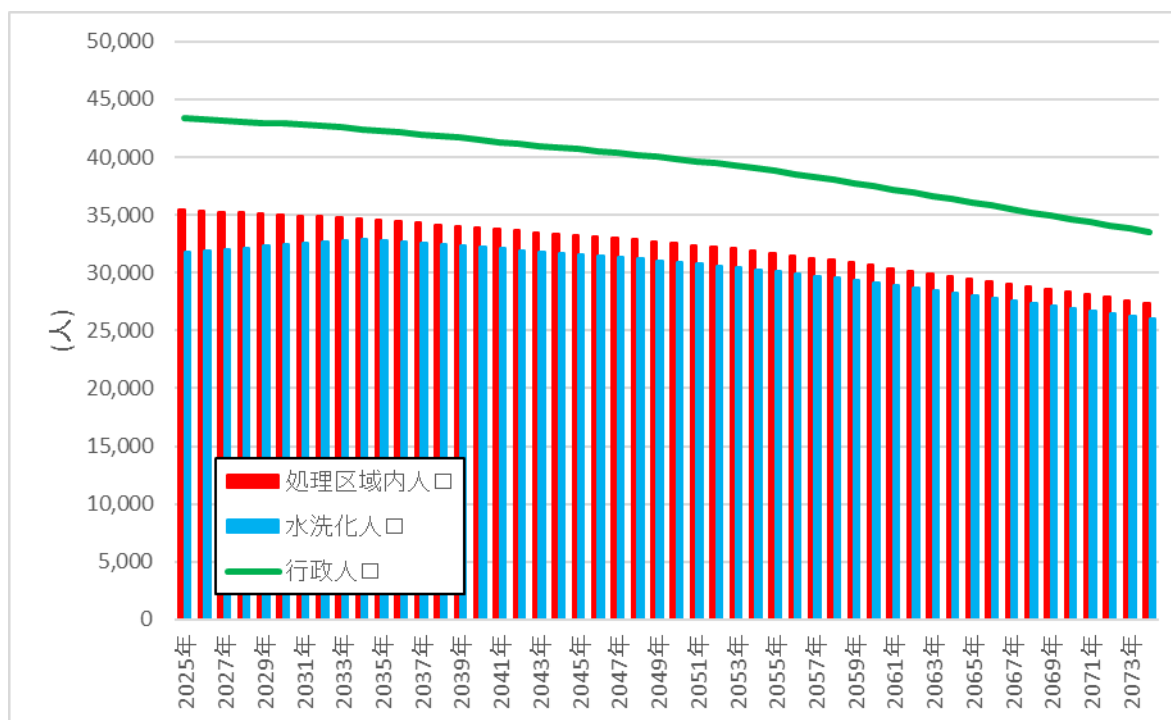
5. 将来の事業環境

前章までに、下水道事業の状況及び現在の経営課題を整理しました。本章では、将来の人口や使用料収入(カネ)、施設(モノ)、組織(ヒト)の見通しを予測し、更なる事業課題の整理を行います。

本町では、下水道整備が完了したことによって、「建設の時代」から「維持管理の時代」へと変化しています。今後、維持管理を行うために、収入源となる下水道使用料は、長期的な支出の見込みを踏まえ、適正額を検討することが必要です。このため、人口及び使用料収入は、50年間の長期的な推計を行いました。

5.1. 処理区域内人口の予測

本計画では、2024年度(令和6年度)現在、見直し中の「水道アセットマネジメント計画」における行政人口の値を採用し、これに基づき処理区域内人口を推計しました。長期的な処理区域内人口は、人口の減少に伴い減少すると予測されますが、水洗化人口は、水洗化率の増加に伴い、2033年度(令和15年度)頃まで増加する見込みです。ただし、水洗化率増加の頭打ちが予測される2034年度(令和16年度)頃より、人口減少に伴い、水洗化人口も減少すると見込まれます(図5-1)。



※行政人口は、武豊町全体の人口を指します。

※処理区域内人口は、下水道整備済み区域内にいる人口を指します。

※水洗化人口は、下水道に接続している人口を指します。

図 5-1 行政人口及び処理区域内人口、水洗化人口の予測

5.2. 有収水量及び使用料収入の予測

2022年度(令和4年度)より、中部知多衛生組合から污水を受け入れています。中部知多衛生組合からは、6倍希釈した污水を受け入れています。現在、4倍希釈への変更を協議しています。希釈倍率が6倍から4倍となった場合、受け入れ汚水量が減り、使用料収入が減ることとなります。本計画においては、経営状況が厳しい条件にて検討を行う必要があるため、4倍希釈により算定することとします。

これに加え、水洗化人口の予測を踏まえた、有収水量の予測を図5-2に示します。有収水量は、水洗化人口が増加する2033年度(令和15年度)頃までは増加の見込みですが、水洗化人口が減少する2034年度(令和16年度)頃からは、減少に向かいます。

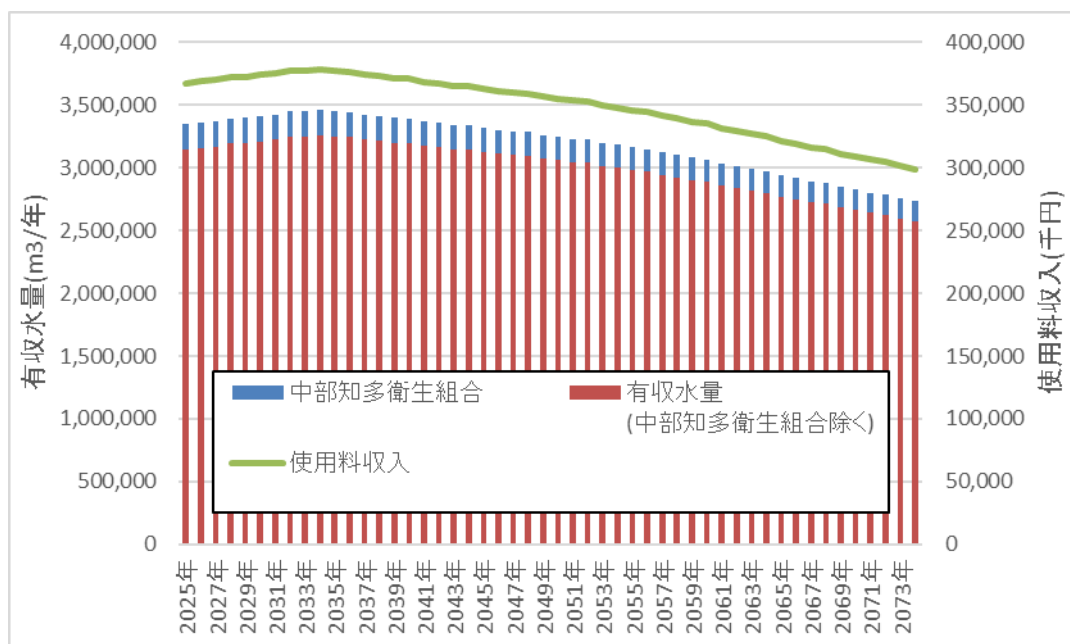


図 5-2 有収水量及び使用料収入の予測

5.3. 施設の見通し

(1). 汚水事業

現在布設されている汚水管渠は約200kmあり、最も古いものは39年が経過していますが、下水道管渠の標準耐用年数である50年には達していません(図 5-3)。

図 5-4 に示すように、管種はほとんどが腐食に強い硬質塩化ビニル管であり、現時点では腐食の恐れはほぼないと考えられます。ただし、コンクリート製管は、腐食が進みやすい傾向にあります。また、陶管は劣化が進みやすく、地震などによる破損やそれに伴う2次災害、雨天時侵入水による不明水の増加につながる恐れがあります。これらの管については、2024年度現在策定中のストックマネジメント計画におけるリスク評価によっては、優先的に布設替え等の対策を実施していく必要があります。また、耐震性能のない管渠については、改築に合わせて大規模地震に対応するために耐震化を進めていく予定です。

マンホールポンプは、図 5-5 に示すように、全30基のうち、現在24基が標準耐用年数の15年を超過しているため、早急に老朽化対策を実施することが必要です。

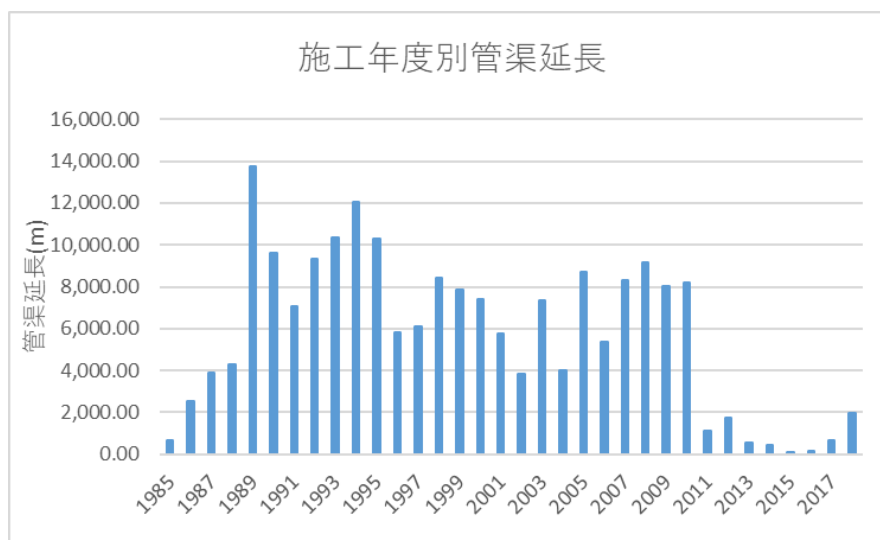


図 5-3 施工年度別管渠延長

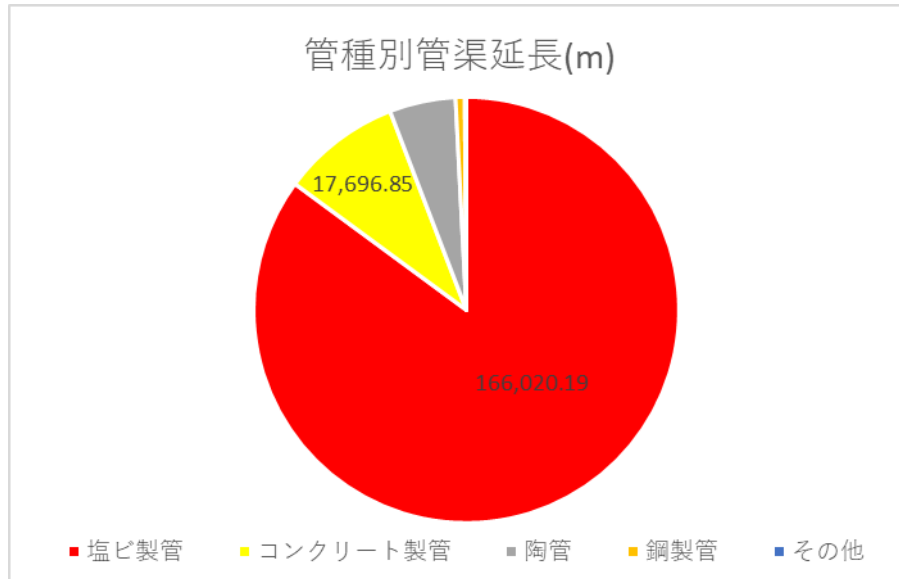


図 5-4 管種別管渠延長

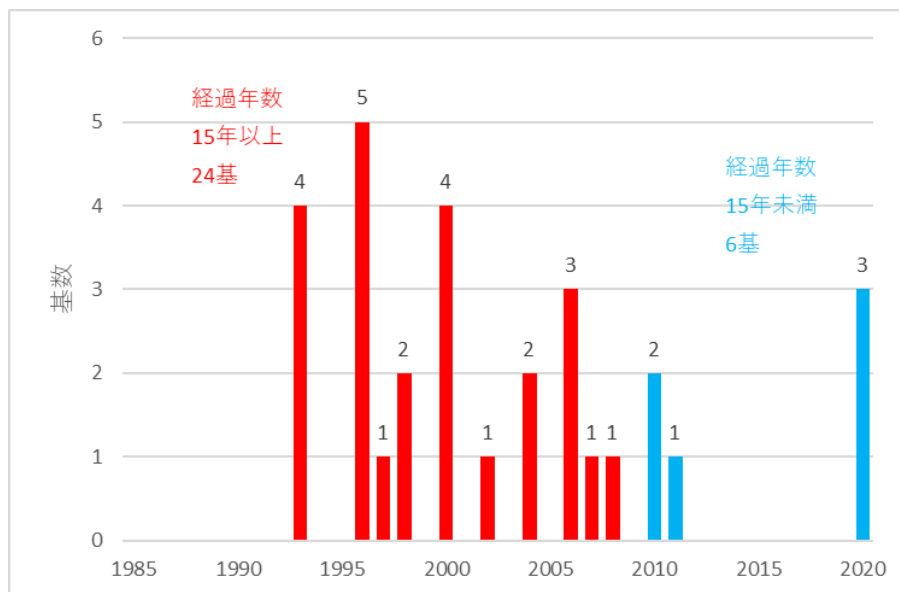


図 5-5 施工年度別マンホールポンプ

(2). 雨水事業

雨水管渠の多くは整備後30年以上が経過しており、一部の管渠は標準耐用年数の50年を超えています(表 5-1)。

また、3つの雨水ポンプ場(上ヶ第1、上ヶ第2、大足第1)は、建物(土木・建築)とポンプ等の機械類(機械・電気)で構成され、建物の標準耐用年数は50年、機械類は15～20年とされています。各ポンプ場の供用開始年月は、上ヶ第1ポンプ場：昭和57年4月、上ヶ第2ポンプ場：昭和37年4月、大足第1ポンプ場：昭和58年1月となっており、表 5-2 に示す建物やポンプ施設が標準耐用年数を超過しています。現在、上ヶ第1ポンプ場のポンプ等は改築・更新済みですが、その他施設については、早急に改築・更新による老朽化対策を実施することが必要です。

表 5-1 雨水管渠施工年度別延長

幹線名称	管種	形状	口径 (mm)	延長 (m)	施工 年度	経過 年数
上ヶ第1雨水幹線	HP	円形	2,800	295.20	1981	43
	HP	円形	2,000	299.41	1983	41
	BC	矩形	2270×2270	17.49	1984	40
	HP	円形	2000	29.46	1984	40
	HP	円形	1500	122.10	1985	39
上ヶ第2雨水幹線	BC	矩形	1600×1600	188.80	1961	63
大足第1雨水幹線	BC	矩形	2350×1500	12.30	1980	44
	BC	矩形	1800×1900	245.00	1975	49
	BC	矩形	1500×1700	146.50	1978	46
下田雨水幹線	BC	矩形	2650×1500	89.20	1978	46
合計				1445.46		

表 5-2 雨水ポンプ場の概要(計画)

ポンプ施設調書						
ポンプ施設の 名称	排水区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積 (単位ヘクタール)	1分間の揚水量 (単位 立法メートル)		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	
上ヶ第1 ポンプ場	上ヶ第1排水区	武豊町字七号地	0.26	-	649	雨水
上ヶ第2 ポンプ場	上ヶ第2排水区	武豊町字沢田新田	0.05	-	204	雨水
大足第1 ポンプ場	大足第1排水区	武豊町字明神戸	0.22	-	316	雨水
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の 名称	主要な施設の 名称	数	構造	能力	摘要	
上ヶ第1 ポンプ場 (雨水)	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 0.038m ³ /m ² /秒		
	ポンプ	4台	立軸斜流ポンプ	125 m ³ /分×2台 200 m ³ /分×2台		
	ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	ポンプ室、電気室、その他		
	自家発電機棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	自家発電機室、その他		
上ヶ第2 ポンプ場 (雨水)	沈砂池	1池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 0.054 m ³ /m ² /秒		
	ポンプ	2台	立軸斜流ポンプ	103 m ³ /分×2台		
	ポンプ井及び ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造り ただしポンプ室上屋 は木造	ポンプ室、自家発電機室、 その他		
大足第1 ポンプ場 (雨水)	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 0.044 m ³ /m ² /秒		
	ポンプ	3台	立軸斜流ポンプ	22 m ³ /分×1台 136 m ³ /分×2台		
	管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造り	ポンプ室、自家発電機室、 その他		

5.4. 組織の見通し

本町の下水道事業は、2020年度(令和2年度)から複式簿記形式の企業会計へ移行したことで、経営状況がより明らかとなりました。また、今後は、施設の老朽化による費用の増加、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれ、厳しい経営が予測されます。これまで以上に、経営的視点に基づく効率的な事業運営が必要です。

加えて、職員の早期移動や経験を積んだ職員が退職していく等の世代交代により、知識や技術の蓄積と継承が不足しています。また、施設の老朽化に伴い、維持管理や更新等に係る業務量の増加が見込まれます。

町全体の職員の定数管理や配置の状況から、下水道事業への増員が難しい中で、知識や技術を継承し、増加する業務へ対応していくためには、職員の人材育成を図るとともに、他自治体との業務共同化や民間への委託範囲の拡大についても検討していく必要があります。

5.5. 課題の整理

第2章で抽出した経営課題と、本章における将来の見通しを踏まえると、安定した事業の継続に必要な「カネ・モノ・ヒト」のすべてが不足していきます。

施設(モノ)は、既に老朽化が始まっており、今後も多くの管渠やマンホールポンプがその耐用年数を超過していくため、早急な対策が必要です。安定した事業の継続には、施設の更新が必要です。管渠の布設替えや管更生工事、電気機械設備の改築・更新には、多額の費用が必要となります。また、近年、能登半島地震等の大規模地震が発生していることを受けて、今後、ソフト対策の方針をまとめる「災害対応マニュアル」を策定します。

職員(ヒト)は、施設の更新等に対応するため、育成を図るとともに技術力の確保を検討する必要があります。

収入(カネ)は、更新費用の縮減に努めながらも、更新費用の財源を安定的に確保していくことが、今後の経営課題と言えます。この課題解決のためには、長期的な利益の確保が必要不可欠ですが、現在の使用料は安価に設定されており、一般会計からの繰入金により事業が成り立っている状態です。長期的には、人口減少に伴い収入(カネ)は減少に向かうことが予想されます。現在の使用料では、多額の更新費用に備える長期的な財源の確保は難しい状況であり、更なる収益改善と費用削減の取組が必要です。

6. 経営の基本方針

これまでに整理した下水道事業の課題を解決し、安定した事業を継続するため、以下の4つの指針を今後の経営の基本方針とします。

6.1. 経費回収率の向上(汚水)

経費回収率は、図 6-1 に示す「費用」と「収益」の関係を示しています。国の基準で認められた公費負担分（基準内繰入）を除き、汚水処理費を下水道使用料で全て賄っている場合は、経費回収率が100%以上となります。下水道事業の内、汚水事業については下水道使用料で賄うという考え方が基本となっており、経費回収率を100%以上にすることは、事業を運営していく上で必須となります。現状の武豊町の下水道事業では、使用料収入で賄えない分は、基準外繰入金として公費で負担しています(図 6-2)。

以上のことから、本計画では、経費回収率を100%以上とすることを目標にします。

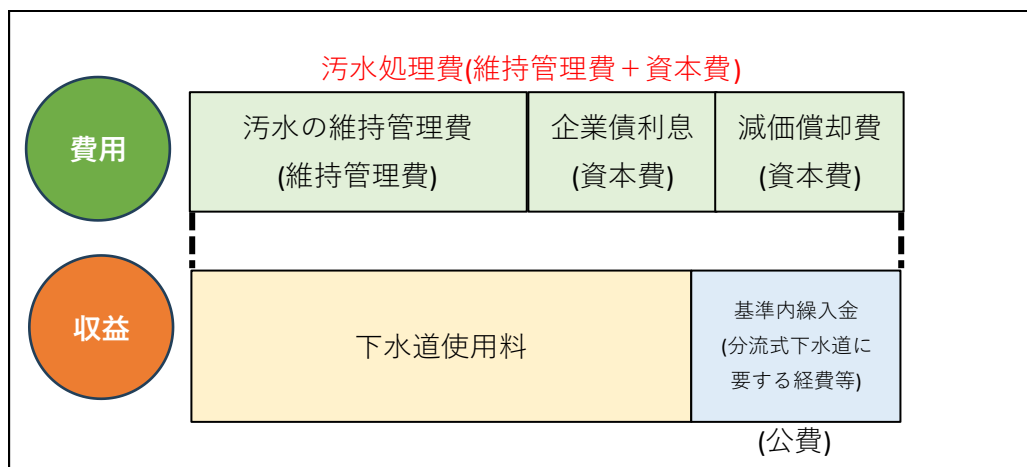


図 6-1 経費回収率(汚水)の考え方(経費回収率100%)

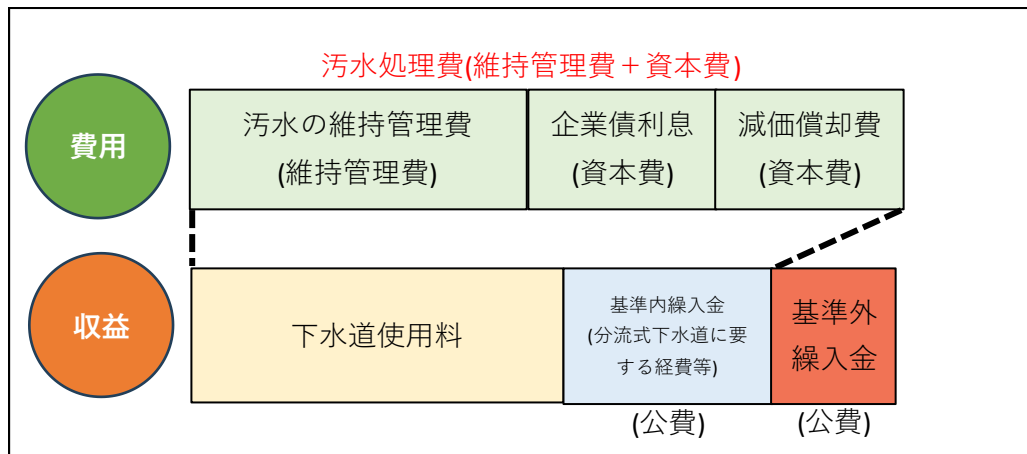


図 6-2 経費回収率(汚水)の考え方(現状の武豊町の下水道事業)

6.2. 持続可能な経営基盤の確立(経営基盤構築事業)

本町の下水道事業は、「雨水事業」と「汚水事業」の2つに分かれています。

雨水事業については、施設を将来にわたって安定して維持していくことが最も重要です。「雨水公費・汚水私費の原則」により、雨水事業の費用は全額、公費（一般会計）によって賄われていますが、施設の維持管理や改築・更新工事に係る費用の平準化(単年度に費用が集中しないようにすること)と縮減を図ることが必要です。

汚水事業では、現在、その維持管理費(污水处理費用等)を下水道使用者と一般会計が負担していますが、国からは、一般会計が負担するべきと定められている経費を除き、その全額を下水道使用者からの使用料収入で賄うことが求められています。今後、安定したサービスの提供を継続していくためには、あらゆる費用削減や使用料収入の増加に向けた取組を継続・検討・実施することにより、持続可能な経営基盤を確立することが必要です。

このため、経営基盤構築事業として、以下の3つの施策を実施します。

(1). 投資費用の最適化

汚水事業ではマンホールポンプ等の老朽化対策、雨水事業ではポンプ場等の老朽化対策を早急を実施することが必要です。また、現在はまだ耐用年数を迎えていない施設も、今後は老朽化対策が必要となってきます。

しかしながら、多くの管渠や電気・機械設備等を改築・更新するには、多額の費用と時間が必要です。このため2024年度(令和6年度)現在、ストックマネジメント計画を策定しています。ストックマネジメント計画の策定により、更新と維持管理費用の縮減及び平準化を行い、施設に係る投資費用の最適化を図ります。

(2). 広域化・共同化

本町の下水道は、衣浦西部浄化センターにおける広域的な污水处理を行っています。また、衣浦西部流域下水道と東海市・常滑市・知多市による共同汚泥処理によって、更にスケールメリットを活かした効率的な汚水処理事業を実施しています。引き続き、愛知県及び流域関連市町と協力しながら、効率的な汚水処理事業を進めます。

また、愛知県で取りまとめている「污水处理の広域化・共同化計画」の内「給排水設備指定業者登録等事務の共同化」に参画していることから、引き続き、人件費の削減や業務の効率化を目指し取り組んでいきます。

(3). 官民連携の推進

効率的な事業経営や安定したサービスの提供、増加する業務への対応が求められる中、知識・技術の継承が課題となっています。今後は、各種研修を利用した職員育成を実施していくとともに、民間技術を活用した技術力の確保とサービスの向上に向け、官民連携の推進を検討・実施します。既に実施している民間活力の活用に加え、新たな民間委託を実施するとともに、更なる委託範囲の拡大を検討します。

6.3. 下水道水洗化率の向上

下水道の事業進捗を表す指標として、「普及率」と「水洗化率」の指標があります。「普及率」は、行政人口に対して下水道を利用できる人口の割合を示したものの、「水洗化率」は下水道が利用できる人口の内、実際に下水道へ接続している人口の割合を示したものです。2025年度(令和7年度)以降の水洗化率の増加率は、2020年度(令和2年度)から2023年度(令和5年度)の実績の水洗化率の増加率を基に設定しています(図 6-3)。

水洗化率の向上は下水道使用料の増収に繋がります。これまでも実施してきている下水道接続のお願いの郵送等による下水道普及活動などにより、水洗化率の向上を図ります。

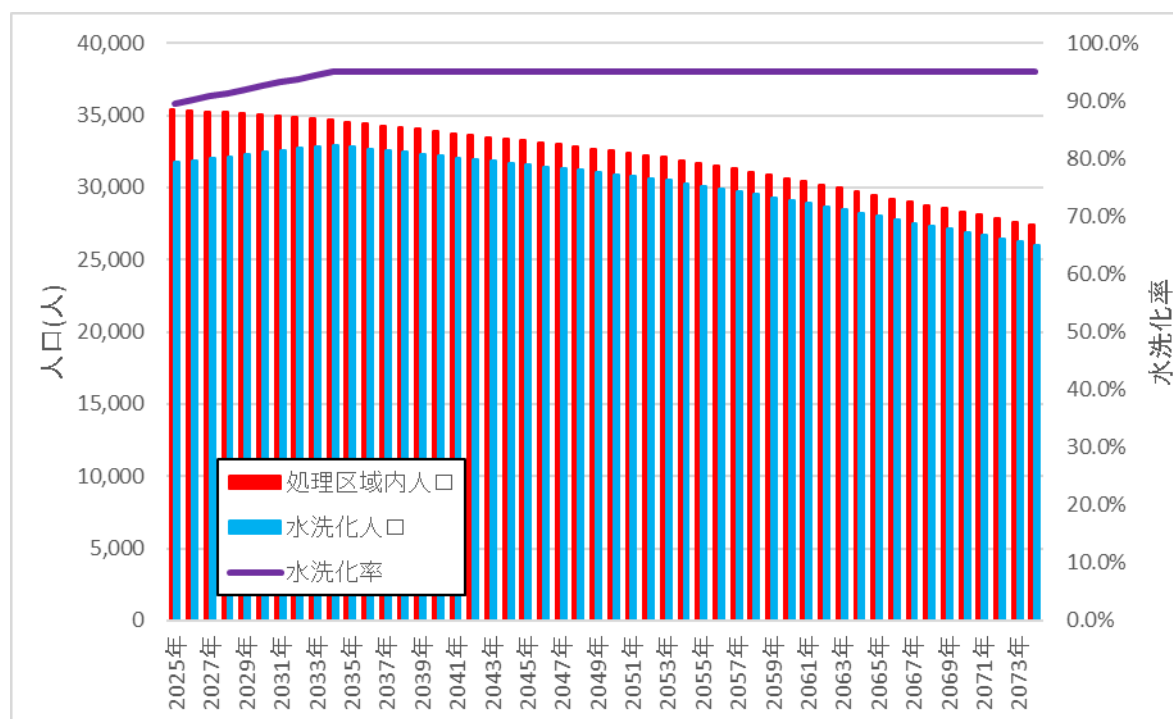


図 6-3 水洗化人口・水洗化率の見通し

6.4. 下水道使用料の適正化

本町の下水道事業は、2020年度(令和2年度)から複式簿記形式の企業会計へ移行し、保有する資産に加え、財政収支状況が正確に把握できるようになりました。この財政収支状況を活用し、適正な使用料を試算することが可能です。

現在、本町の下水道使用料は、一般会計からの繰入金の一部充当することで、全国平均と比べ安価になっています。仮に、総務省の基準による最低限度の使用料単価(150円/㎡)に設定する場合、20~30%程度の値上げが必要となります。

2022年度(令和4年度)に中部知多衛生組合からの汚水受入れが開始され、経費回収率が向上しましたが、経費回収率100%には達していません。また今後、希釈倍率の変更により、中部知多衛生組合からの汚水の受け入れ量も減ることが予想されています。一方、本計画の基本方針として「経費回収率100%以上」の目標を掲げています。

以上のことから、2028年度(令和10年度)及び2030年度(令和12年度)に使用料改定を行うことを目標に使用料改定の検討、審議会、住民周知等の準備を進めてまいります。

7. 投資財政計画

本町の下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理の時代」に変化しています。今後は、維持管理費や改築・更新費の増大が予測されます。特に、改築・更新は多額の費用と長い期間を要するため、費用の縮減や平準化が必要です。こうしたことから、老朽化施設を計画的に改築・更新していくための長期的な計画である、ストックマネジメント計画の策定を、令和6年度から始めています。今後、策定したストックマネジメント計画に基づき、汚水管渠やマンホールポンプ、雨水ポンプ場の改築・更新工事を実施します。

一方、計画的な投資と経営を行うためには、その財源となる収入を確保していくことが重要です。本章では、これまでの整理結果を元に、将来に必要な事業費(投資)を予測した「投資計画」と、その財源となる収入予測に基づく「財政計画」を策定します。

7.1. 投資計画

図 7-1 に10年間の投資計画を示します。なお、ストックマネジメント計画の策定後、投資計画の費用や時期などが変更となる可能性があります。

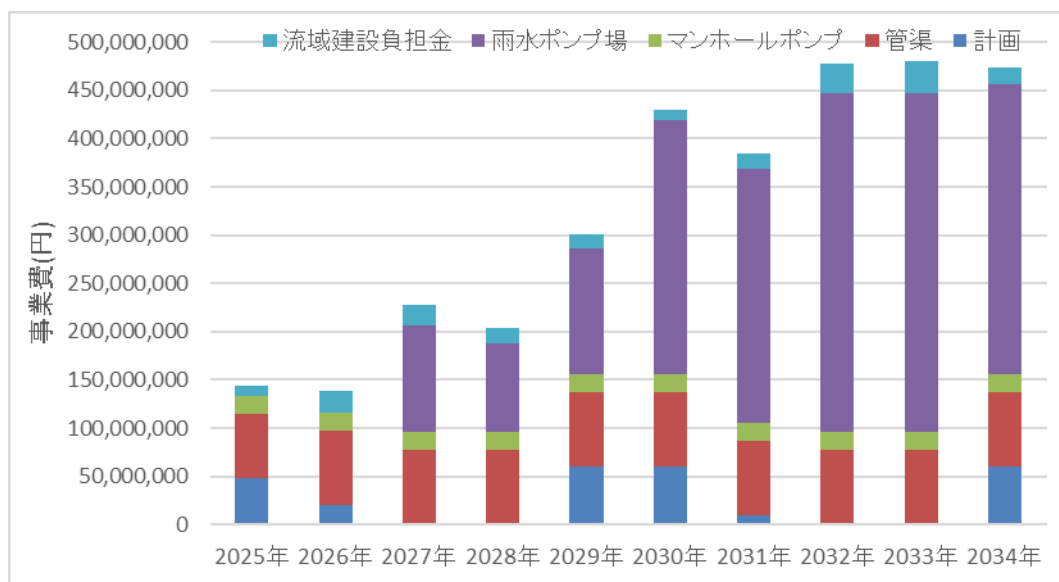


図 7-1 投資計画

7.2. 収益的収支

収益的収入・支出の財政計画を図 7-2 に、収入・支出の各内訳を図 7-3 と図 7-4 に示します。本計画期間内において、企業債残高の減少に伴い一般会計からの繰入金が増加することで収益的収支は、2031年度（令和13年度）より赤字となる見込みです。このことから、使用料改定による収益的収入の増加が必要であると判断できます。

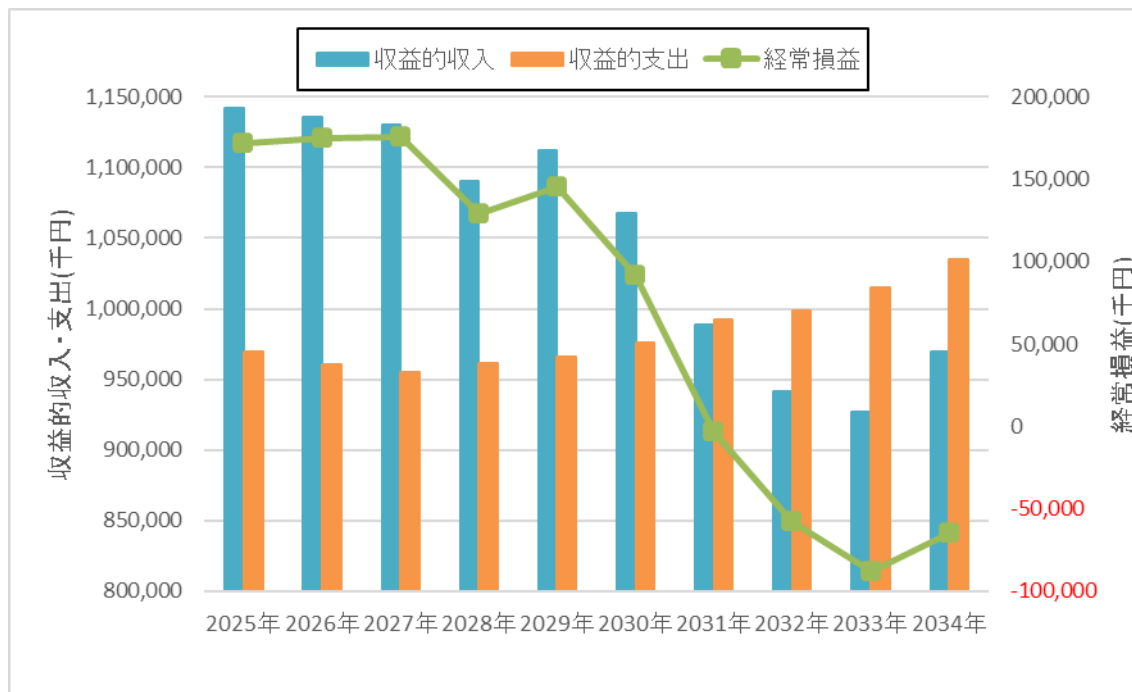


図 7-2 収益的収支の財政計画

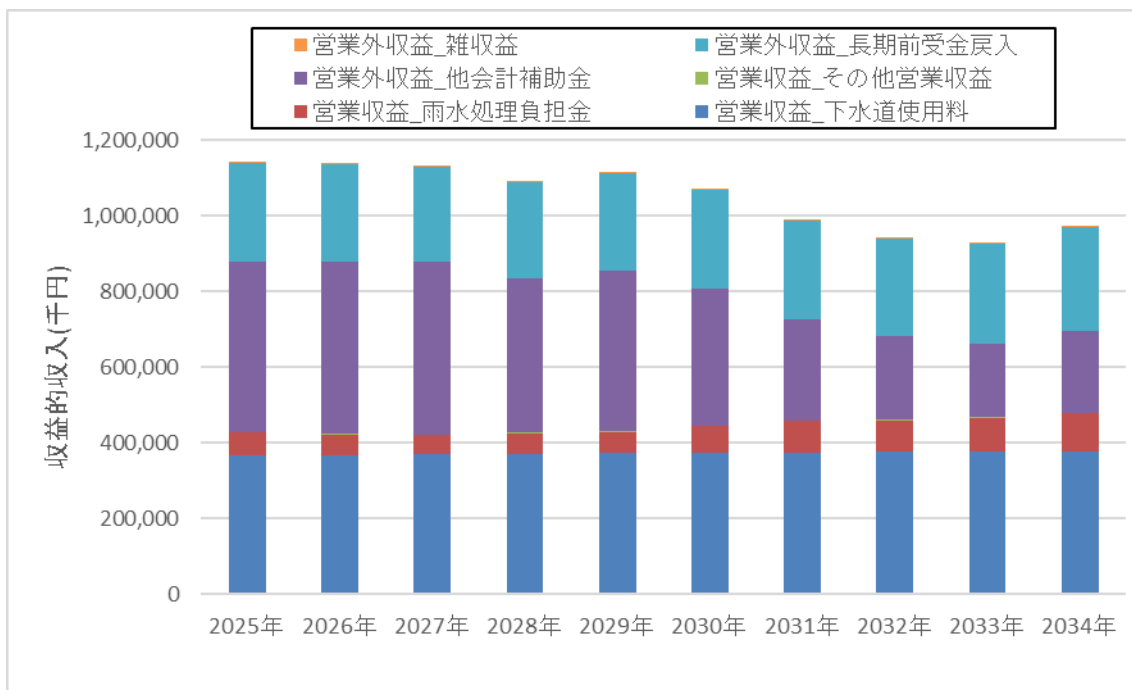


図 7-3 収益的収入の内訳

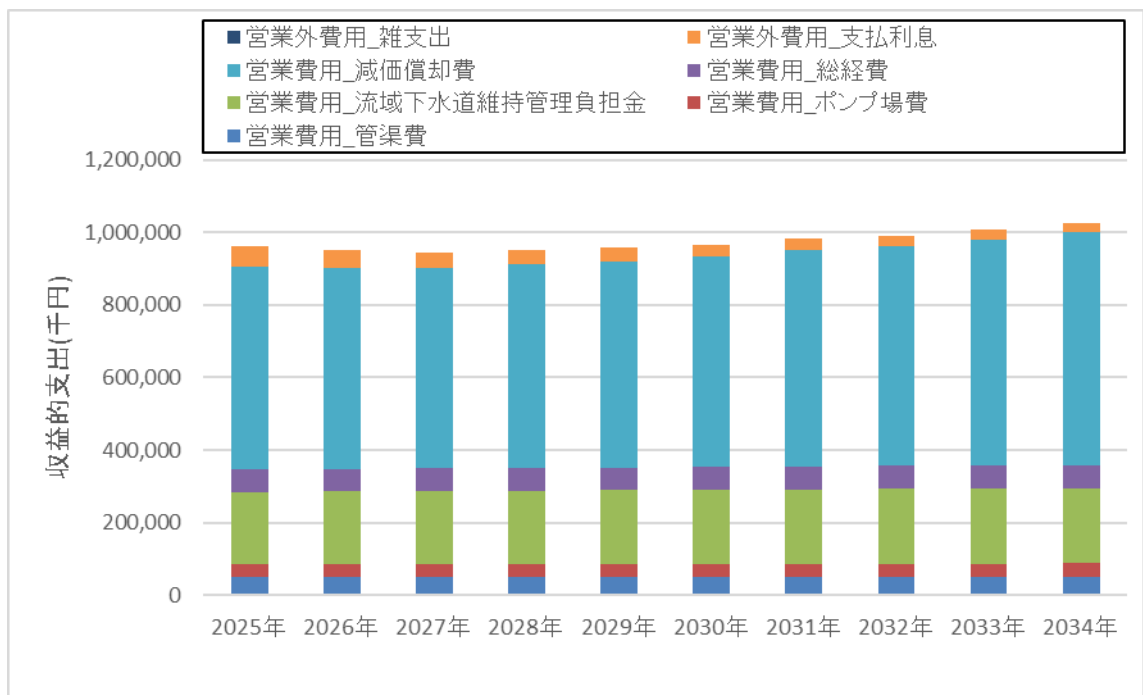


図 7-4 収益的支出の内訳

7.3. 資本的収支

資本的収支の財政計画を図 7-5 に、収入・支出の各内訳を図 7-6 と図 7-7 に示します。本計画期間内においては、雨水ポンプ場の改築・更新が主な事業となります。これらの事業によって、支出である建設改良費が増加します。この財源は、補助金及び企業債の借入れにより確保していきます。また、将来の更新費用等に備える内部留保資金は、徐々に増加する見込みです。

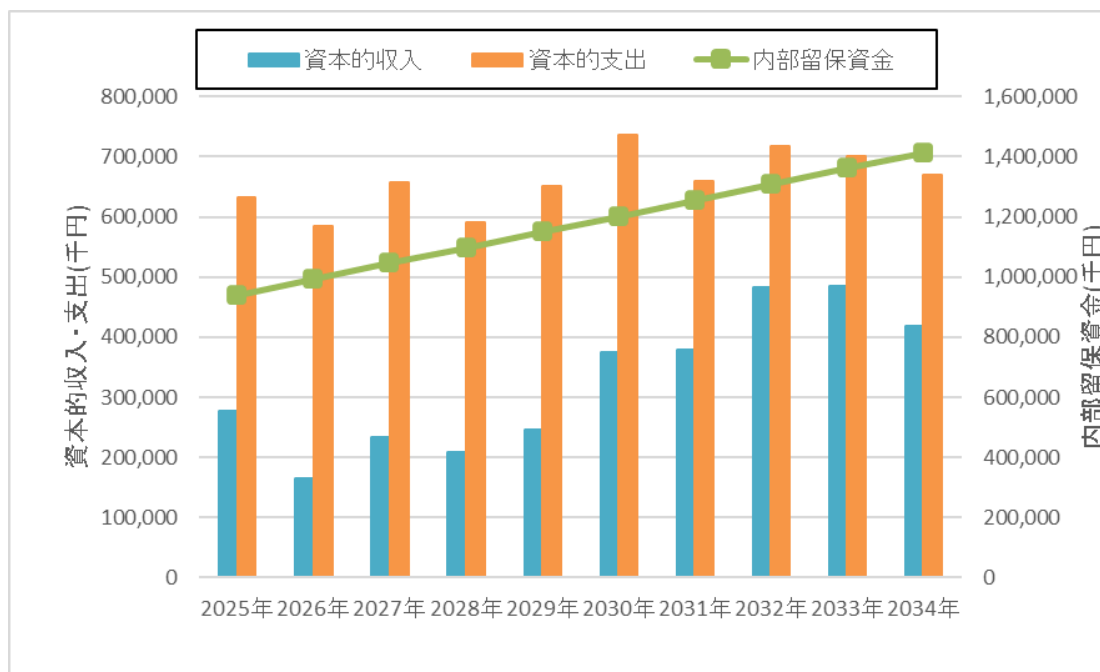


図 7-5 資本的収支の財政計画

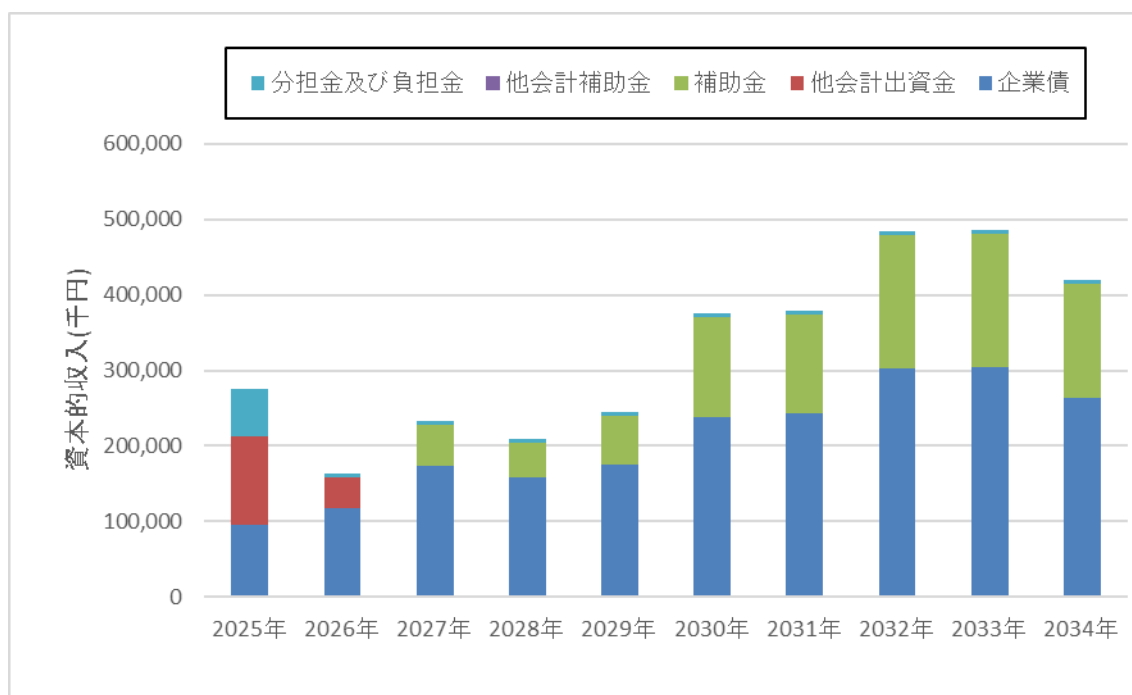


図 7-6 資本的収入の内訳

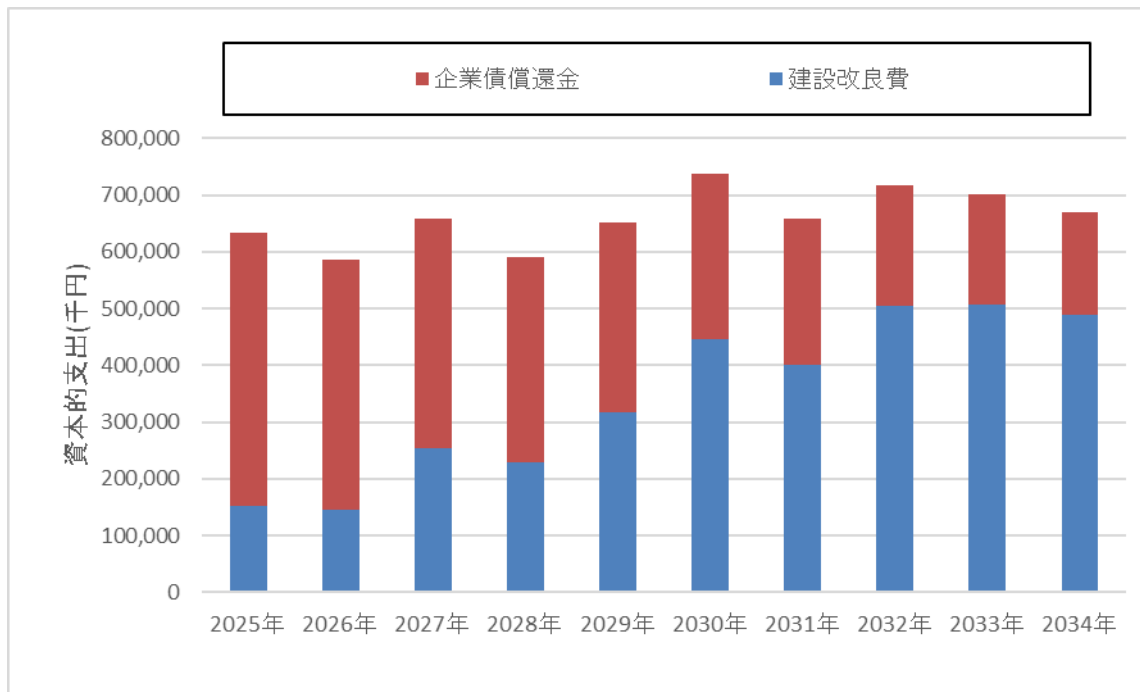


図 7-7 資本的支出の内訳

7.4. 長期的な財政見通し

収益的収支では、企業債残高の減少に伴い一般会計からの繰入金が増加するため、赤字となることが予測されています。また、中部知多衛生組合からの汚水の受け入れに関して、希釈倍率の変更により経費回収率も下がることが見込まれています。

本計画期間内において、使用料改定を行い、収益的収支の黒字化及び経費回収率の向上を行う予定です。なお、具体的な使用料改定のスケジュールについては、「8 経費回収率向上に向けたロードマップ」にて示します。

8. 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省から「社会資本整備交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(国水事第56号 2020年(令和2年)3月31日)及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取り組みの推進についての留意事項(国土交通省事務連絡2020年(令和2年)7月22日)」が出版されています。「社会資本整備交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」では、2020年度(令和2年度)以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップの経営戦略への記載等を交付要件としています。

8.1. 下水道事業における経営原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費、汚水私費」が原則とされます。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担することとなっています。

8.2. 経費回収率

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能であります。使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要とされています。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要であるとされています。

8.3. 経費回収率向上に向けた取組

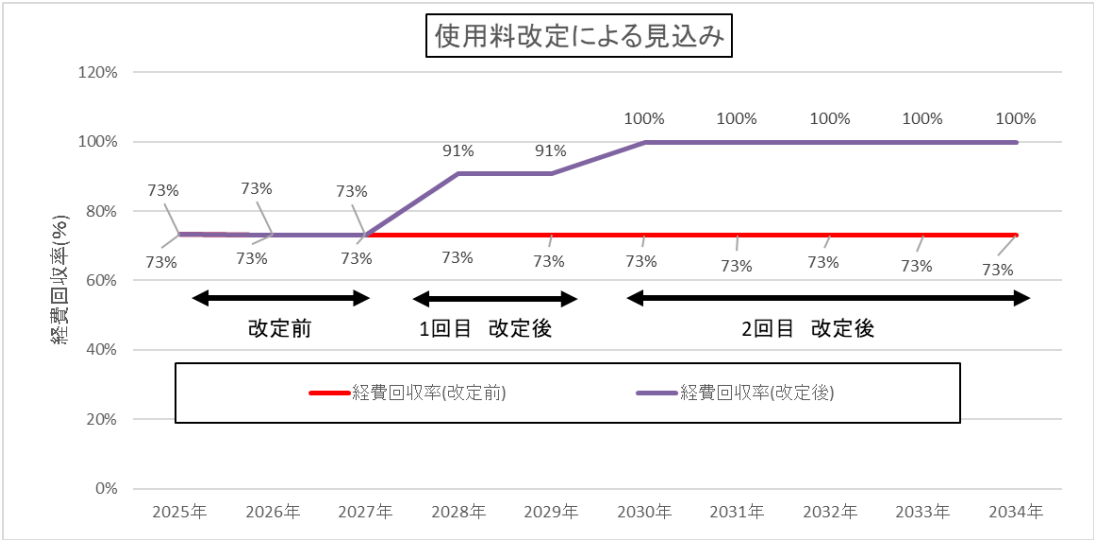
現状、経費回収率は、本来確保すべき値である100%を大幅に下回っております。また、中部知多衛生組合からの受け入れ水量が減少することにより、前回の経営戦略策定時よりも収入の見込みが減少します。さらに、電気・機械設備等の改築更新費用も増大していく見込みであり、今後の経営状況はさらに厳しいものになると予想されます。

本町はこれまで、下水道使用料の改定を行ってきておりませんが、今後は下水道使用料の改定を行い、経費回収率100%以上を目指していく方針とします。

具体的な改定内容については、審議会を開催して慎重に検討を進めますが、2028年度(令和10年度)に第1段階、2030年度(令和12年度)に第2段階の改定を行うことを目標とします。

8. 4. 下水道使用料の改定による経費回収率の見込み

経費回収率の向上に向けたロードマップより、2028年度(令和10年度)及び2030年度(令和12年度)に使用料改定を行った場合の経費回収率の予測を図8-1に示します。使用料改定により、経費回収率が100%以上となる見込みとなっております。



総務省の基準による最低限度の使用料単価（150 円/㎡）とした場合の試算

図 8-1 経費回収率の見込み

9. 経営戦略の事後検証・改定等

本計画では、下水道事業の現況を確認した上、経営課題を整理しました。計画期間内(2025年度(令和7年度)～2034年度(令和16年度))は、中部知多衛生組合からの汚水の受け入れの希釈倍率の変更や企業債残高の減少に伴う一般会計からの繰入金が増加することにより経営状況が悪化する予想となっています。

以上のことから、計画期間内において使用料改定を実施することで経営状況の改善を進めていきます。なお、使用料改定については、経費回収率100%以上を目標として、段階的に実施していくものとします。

今後も安定した下水道の維持と健全な経営のため、定期的に財政収支状況や社会情勢の変化等を確認しながら、目標とする2034年度(令和16年度)まで毎年度、PDCAサイクルによって本計画の進捗状況を管理します。

また、本計画の計画期間は10年間ですが、改定から5年以内を目途に、再度検討を加え、その時点から10年間で計画期間として再び改定をしていく方針(ローリング方式)とします。



10. 用語集

【あ行】

・一般会計負担額（基準内繰入金）

下水道事業の経費のうち、国の基準により一般会計（公費）で負担することが認められている部分です。「雨水処理費」及び「分流式下水道等に要する経費」等があります。分流式下水道は合流式下水道に比べコストが高いですが、河川等の環境保全に資することから、経費の一部を公費で負担することが認められています。

・雨水処理負担金

一般会計負担額（基準内繰入金）の一つで、営業収益に計上されます。雨水は自然現象によって発生するものであるため、雨水に係る公共下水道の費用（雨水処理費）は、全額、公費(税金)で負担することが認められています。

・污水適正処理構想

污水处理施設の整備では、下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽整備事業等が実施されています。污水处理構想とは、市街地、農山漁村等を含めた市区町村全域で効率的な污水处理を推進するため、各種污水处理施設の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、水質保全効果、污泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法を選定するものです。

・污水处理費

污水に係る維持管理費(污水处理費や管渠の維持管理費)及び資本費(下水道整備のために借り入れた企業債の償還金)の合計のことです。

【か行】

・企業債

地方公営企業が1会計年度を超えて行う借入金です。

・技術職員

本計画では、主に下水道の技術的業務（計画・設計・工事）に携わる職員を指します。

・衣浦西部浄化センター

知多市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町の2市3町の污水处理を行っている流域下水道の終末処理場です。所在地は、半田市川崎町四丁目1番地です。

・減価償却費

固定資産の取得にかかるコストを、その資産が効用を発揮する期間（標準耐用年数）全体に、一定のルールに従って費用として振り分けたものです。

・公共下水道事業

毎日の生活や生産活動によって生じる污水(し尿・雑排水)を処理し、雨水を速やかに排除するための事業のことです。

・硬質塩化ビニル管

プラスチック製の管のことで、腐食に強いという性質を持ちます。

【さ行】

・資本的収入及び支出

固定資産の取得や企業債の借入れ等による現金の動きを表します。当年度の損益に直接計上されるわけではありませんが、現金の増減を伴うため、内部留保資金に影響を与えます。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金等を計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金等を計上します。

・事務職員

本計画では、主に下水道事業の経営的業務（経理、維持管理）に携わる職員のことを指します。

・収益的収入及び支出

企業の活動による当年度の収益と費用です。収益から費用を引いたものが当年度の損益です。収益的収入には下水道サービスの提供の対価である下水道使用料収益のほか、受取利息、長期前受金戻入等を計上し、収益的支出にはサービスの提供に必要な人件費、維持管理費、減価償却費、支払利息等を計上します。

・ストックマネジメント計画

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等、施設管理を計画的かつ効率的に実施することを目的とした計画です。

【た行】

・地方公営企業法

地方公営企業にかかる組織、財務、職員の身分取り扱い等に関し、地方自治法等の規定の特例を定めた法律です。下水道事業会計などの特別会計が、地方公営企業法を適用し、一般企業の会計基準と同様の仕組みを持った複式簿記形式の公営企業会計となることを「法適用」と呼びます。

・地方債(企業債)償還金

地方公共団体（地方公営企業）が1会計年度を超えて行う借入金のことを地方債(企業債)といいます。また、償還金は借入先に返還する金額のことを指します。

・長期前受金戻入

補助金や一般会計繰入金等の長期前受金を用いて取得した固定資産について、その資産の減価償却費用に対応し、長期前受金を収益化するものです。

・陶管

1000度以上の熱を加えながら焼いて製造された管渠で、非常に硬く、石灰やマンガン釉等が自然素材のため環境にも優しいという長所があります。一方、地震等が起きた際には割れやすいという特徴があります。

・都市下水路

公共下水道の整備に先立ち、市街地における雨水の排除を目的として整備される下水道です。

【な行】

・内部留保資金

減価償却費等の現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益などによって、企業内に留保される自己資金のことです。

- ・農業集落排水事業

農業集落において、し尿や生活雑排水等の汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設、発生した汚泥を処理する施設を整備するものです。

【は行】

- ・標準耐用年数

標準耐用年数は、固定資産が使用できる標準的な期間として定められた年数です。

- ・普及率

行政人口に対し、下水道を利用できる環境になった人口割合を示す指標です。

- ・腐食

化学・生物学的作用により外見や機能が損なわれた状態をいいます。

- ・分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する下水道のことをいいます。また、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する下水道を合流式下水道といいます。

- ・法適用企業

法適用企業では、普通会計の会計手法である官庁会計と異なり、発生主義に基づく会計処理、複式簿記等による企業会計で処理されています。

- ・ポンプ場(雨水)

地盤の低い地域で、自然流下によって水路や河川に排水できない雨水をポンプで揚水して排水するポンプ場です。

【ま行】

- ・マンホールポンプ

距離のある処理場への汚水の流入は自然流下だけでは困難であるため、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設です。

- ・面整備

地区全体で面的に下水道管やマンホールを整備し、下水道が利用できるようにすることをいいます。

【や行】

- ・有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量です。

【ら行】

- ・流域下水道

2つ以上の市町村の区域における下水道から排除される下水を受け入れて、排除・処理するための下水道です。広域的、かつ効率的な下水道の排除、処理を目的としたものです。

11. 参考(計画期間の財政収支計画表)

区 分		年 度													
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 収 入	(A) 427,916	424,332	421,559	516,667	520,244	599,170	613,604	616,639	624,154	635,566				
	(1) 料 金 収 入	367,183	368,501	369,820	461,327	461,875	527,720	529,630	532,870	533,437	534,602				
	(2) 受 託 工 事 収 益	(B)													
	(3) そ の 他	60,733	55,831	51,739	55,340	58,369	71,450	83,974	83,769	90,717	100,964				
	2. 営 業 外 収 益 収 入	713,781	711,001	708,713	662,969	680,963	622,750	529,710	480,725	458,869	490,555				
収 益 的 収 入	(1) 補 助 金	450,809	455,774	457,952	409,050	424,898	364,319	267,482	221,087	194,642	217,246				
	他 会 計 補 助 金	450,809	455,774	457,952	409,050	424,898	364,319	267,482	221,087	194,642	217,246				
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(2) 長 期 前 受 金 収 入	262,719	254,974	250,508	253,666	255,812	258,178	261,975	259,385	263,974	273,056				
	(3) そ の 他	253	253	253	253	253	253	253	253	253	253				
収 益 的 収 入	収 入 計	(C) 1,141,697	1,135,333	1,130,272	1,179,636	1,201,207	1,221,920	1,143,314	1,097,364	1,083,023	1,126,121				
	1. 営 業 員 給 与 費	913,244	910,574	909,904	920,813	929,184	942,382	960,977	970,445	988,171	1,008,988				
	(1) 職 員 給 与 費	21,637	21,723	21,810	21,897	21,985	22,073	22,161	22,250	22,339	22,429				
	基 本 給 与 費	9,752	9,791	9,830	9,869	9,909	9,948	9,988	10,028	10,068	10,109				
	退 職 給 付 費														
収 益 的 収 入	そ の 他 費	11,885	11,932	11,980	12,028	12,076	12,125	12,173	12,222	12,271	12,320				
	(2) 経 費	334,338	335,642	336,947	338,759	339,536	340,833	342,117	343,934	344,687	345,693				
	動 力 費	7,176	7,205	7,233	7,262	7,291	7,321	7,350	7,379	7,409	7,438				
	修 繕 費	46	46	46	46	46	47	47	47	47	47				
	材 料 費														
支 出 的 収 入	そ の 他 費	327,116	328,391	329,668	331,451	332,199	333,465	334,720	336,508	337,231	338,208				
	(3) 減 価 償 却 費	557,269	553,209	551,147	560,157	567,663	579,476	596,699	604,261	621,145	640,866				
	2. 営 業 外 収 入	56,226	49,753	44,797	40,790	37,115	33,834	30,981	28,670	27,065	25,752				
	(1) 支 払 金	56,226	49,753	44,797	40,790	37,115	33,834	30,981	28,670	27,065	25,752				
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
支 出 的 収 入	支 出 計	(D) 969,470	960,327	954,701	961,603	966,299	976,216	991,958	999,115	1,015,236	1,034,740				
	経 常 損 益 (C)-(D)	(E) 172,227	175,006	175,571	218,033	234,908	245,704	151,356	98,249	67,787	91,381				

区	年 分	度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
			95,476	118,482	173,366	157,616	175,357	238,885	242,942	302,732	304,223	263,795
資 本 的 収 入	1. 企 業 費 平 準 化 債 権											
	うち資本費平準化債権											
	2. 他会計出資金		117,064	40,722	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国（都道府県）補助金		0	0	55,000	46,000	65,000	131,500	131,500	175,500	175,500	150,000
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金		63,635	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116	5,116
資 本 的 支 出	9. そ の 他											
	計 (A)		276,175	164,320	233,482	208,732	245,473	375,501	379,558	483,348	484,839	418,911
	(A)のうち翌年度へ繰り越 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)		276,175	164,320	233,482	208,732	245,473	375,501	379,558	483,348	484,839	418,911
	1. 建設改良費		152,604	144,610	254,494	229,744	316,485	446,513	400,570	504,360	505,851	489,923
	うち職員給与費		26,128	26,128	26,128	26,128	26,128	26,128	26,128	26,128	26,128	26,128
	2. 企業償還金		480,138	440,562	402,749	361,645	334,119	289,905	258,109	212,912	194,805	179,552
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
	5. そ の 他											
計 (D)			632,742	585,172	657,243	591,389	650,604	736,418	658,679	717,272	700,656	669,475

武豊町下水道事業経営戦略（令和7年度～令和16年度）
令和7年3月

武豊町建設部上下水道課
〒470-2392
愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
電話 0569-72-1111
FAX 0569-72-1115